



KANAGAWA

神奈川県

次世代育成部青少年課

かながわの青少年2013

神奈川県青少年白書 <平成25年版>



神奈川県観光協会提供（真鶴町岩海岸 流鏝馬）

神奈川県青少年総合対策本部

目 次

第1章 かながわの青少年の現状

第1 青少年の成育環境

| | |
|--------------------------|----|
| 1 青少年人口 | 8 |
| (1) 神奈川県 of 青少年人口 | 8 |
| ア 青少年人口の推移 | 8 |
| イ 市町村別青少年人口の割合 | 8 |
| (2) 神奈川県 of 世帯数 | 11 |
| (3) 神奈川県 of 児童・生徒数 | 12 |
| ア 在学者数 | 12 |
| イ 外国籍児童・生徒の状況 | 12 |
| 2 青少年の体格と体力 | 13 |
| (1) 体格 | 13 |
| (2) 体力・運動能力 | 14 |
| ア 握力 | 14 |
| イ 持久走 | 14 |
| ウ 50m走 | 15 |
| エ ソフト・ハンドボール投げ | 15 |
| (3) 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況 | 16 |
| 3 青少年の生活習慣と意識 | 16 |
| (1) 基本的な生活習慣 | 16 |
| ア 朝食の摂取状況 | 16 |
| イ 睡眠時間 | 17 |
| ウ テレビ視聴時間 | 17 |
| エ 家での勉強 | 18 |
| (2) 家庭でのコミュニケーション | 18 |
| (3) 青少年の意識 | 20 |
| ア 自己肯定感 | 20 |
| イ 人間関係 | 21 |
| ウ 「いのち」について | 22 |

第2 社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年

| | |
|----------------------|----|
| 1 児童虐待の状況 | 23 |
| 2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況 | 24 |
| 3 問題行動等 | 25 |
| (1) 非行少年の状況 | 25 |
| (2) 薬物乱用の状況 | 26 |
| (3) 不良行為少年の状況 | 27 |
| (4) 福祉犯罪による被害の状況 | 28 |
| 4 ひきこもりの状況 | 29 |
| (1) ひきこもりの数 | 29 |
| (2) ひきこもりの若者が抱える不安要素 | 29 |
| (3) ひきこもりになったきっかけ | 30 |

| | |
|---------------------------------------|----|
| (4) 小中学校時代の経験 | 30 |
| (5) 相談実績からみたひきこもりの状況 | 32 |
| 5 自殺 | 32 |
| 第3 青少年の就労環境等 | 33 |
| 1 高等学校卒業者の進路 | 33 |
| 2 就職内定率 | 34 |
| (1) 高校新卒者の就職内定状況 | 34 |
| (2) 大学卒業予定者の就職内定状況 | 34 |
| 3 離職率 | 35 |
| 4 若年無業者 | 35 |
| 第4 情報化の急激な進展と青少年への影響 | 36 |
| 1 携帯電話及びパソコンの利用実態 | 36 |
| (1) 携帯電話の所有率とインターネット利用率及び所有機種 | 36 |
| (2) パソコンの使用率とインターネットの利用率 | 37 |
| (3) 携帯電話のフィルタリング利用率 | 37 |
| (4) パソコンのフィルタリング利用率 | 38 |
| (5) インターネット上のトラブル等の経験 | 38 |
| (6) 生活面への影響 | 39 |
| 2 出会い系サイト等を巡る事件の被害状況 | 40 |
| 第5 青少年と地域社会 | |
| 1 青少年と地域との関わり | 41 |
| (1) あいさつ | 41 |
| (2) 地域行事への参加 | 41 |
| 2 保護者の意識 | 42 |
| (1) 家庭でのしつけ・教育 | 42 |
| ア 「家庭で子どもに十分しつけをしない保護者が増えている」という声について | 42 |
| イ 家庭での教育（しつけ）についての悩みや不安の有無 | 43 |
| (2) 家庭でのコミュニケーション | 43 |
| 3 地域と学校との関わり | 43 |
| 4 大人の意識 | 44 |
| 5 青少年団体 | 45 |
| (1) 子ども会 | 45 |
| (2) 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数 | 45 |
| | |
| 第2章 青少年施策の展開 | |
| | |
| 第1 子ども・若者育成支援推進法に基づく施策の展開 | 46 |
| | |
| 第2 青少年施策の基本方向 | 46 |

| | |
|---|----|
| 第3 平成25年度における青少年施策の主な取組み | 48 |
| 1 青少年の成長の基盤づくりと社会参画の推進 | 48 |
| (1) 健康な心と体、確かな学力の育成..... | 48 |
| ア 学校における食育の推進（教育局）..... | 48 |
| イ かながわ学びづくり推進事業（教育局）..... | 48 |
| ウ いのちの大切さを学ぶ教室の開催（警察本部）..... | 48 |
| エ 体力づくり推進事業（教育局）..... | 48 |
| (2) 豊かな人間性と社会性をはぐくむ体験学習や社会参画の推進..... | 48 |
| ア 子どもの社会参画の推進（県民局）..... | 49 |
| イ シチズンシップ教育（教育局）..... | 49 |
| ウ 子どもの遊び・スポーツ活動推進事業（教育局）..... | 49 |
| エ かながわスポーツクリニック事業（教育局）..... | 49 |
| オ 青少年科学活動推進事業（県民局）..... | 49 |
| カ 青少年舞台芸術活動の推進（県民局）..... | 50 |
| キ 伝統芸能等普及振興事業（県民局）..... | 50 |
| ク 高校生ボランティアセンターの運営支援（教育局）..... | 50 |
| ケ 青少年指導者養成推進事業（県民局）..... | 50 |
| コ 国際・英語教育活動（教育局）..... | 51 |
| サ 小学生等の放課後などにおける育ちの場の提供（県民局、教育局）..... | 51 |
| シ 三県省道スポーツ交流事業（県民局、教育局）..... | 51 |
| (3) 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成..... | 51 |
| ア 青少年喫煙飲酒防止条例推進事業（県民局）..... | 52 |
| イ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進事業（教育局）..... | 52 |
| ウ 薬物乱用防止対策の推進（保健福祉局）..... | 53 |
| エ 携帯電話教室（教育局）..... | 53 |
| オ メディアリテラシー教育の推進（教育局）..... | 53 |
| カ エイズ予防啓発事業[青少年エイズ性感染症予防講演会]（保健福祉局）..... | 53 |
| キ 学校における消費者教育の推進（県民局）..... | 53 |
| 2 青少年の自立を支援する環境づくり | 53 |
| (1) 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の整備..... | 53 |
| ア 神奈川県子ども・若者支援連携会議の設置（県民局）..... | 54 |
| イ かながわ子ども・若者総合相談センターの設置運営（県民局）..... | 54 |
| ウ 神奈川県西部地域若者サポートステーションの設置運営（県民局、産業労働局）..... | 55 |
| エ 少年相談活動（警察本部）..... | 55 |
| オ 総合教育センター[教育相談センター]による相談事業（教育局）..... | 56 |
| (2) ひきこもり等困難を抱える青少年の支援..... | 56 |
| ア ひきこもり地域支援センター（県民局）..... | 56 |
| イ ひきこもり等青少年自立支援事業（県民局）..... | 56 |
| ウ 障害者地域生活支援事業[県事業]の一部（保健福祉局）..... | 56 |
| エ フリースペース等事業費補助（県民局）..... | 56 |
| オ ひきこもり支援サイト「ひきスタ」（県民局）..... | 57 |
| (3) 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進..... | 57 |

| | | |
|----------|---------------------------------------|-----------|
| ア | 非行防止教室の開催（警察本部） | 57 |
| イ | 高校生による非行防止教室の開催（教育局・警察本部） | 57 |
| ウ | 少年の規範意識を醸成する活動（警察本部） | 58 |
| エ | 非行防止教室等を通じたいのちの大切さを学ぶ教室の開催（警察本部） | 58 |
| オ | スクールサポーターによる活動（警察本部） | 58 |
| カ | 少年補導活動等の充実による非行と犯罪被害の未然防止（警察本部） | 58 |
| キ | 少年サポートチーム活動の推進（警察本部） | 58 |
| ク | 問題を抱える少年に対する継続補導の推進（警察本部） | 58 |
| ケ | 少年柔道・剣道の推進（警察本部） | 58 |
| (4) | 不登校・いじめ・暴力行為など学校が抱える課題への対応の充実 | 59 |
| ア | 問題行動等未然防止推進事業（教育局） | 59 |
| イ | かながわ子どもスマイルウェブ事業（教育局） | 59 |
| ウ | スクールカウンセラー配置活用事業（教育局） | 59 |
| エ | スクールソーシャルワーカー活用事業・巡回相談等強化事業（教育局） | 59 |
| (5) | 社会的・経済的な自立の促進 | 60 |
| ア | 若年者就業支援事業（産業労働局） | 60 |
| イ | キャリア教育推進事業（教育局） | 60 |
| ウ | 生活保護受給世帯の子どもと親の支援（保健福祉局） | 60 |
| 3 | 青少年の健やかな成長を支える地域社会づくり | 60 |
| (1) | 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進 | 60 |
| ア | 青少年保護育成条例推進事業（県民局） | 60 |
| イ | 青少年喫煙飲酒防止条例推進事業（県民局） | 61 |
| ウ | 風俗営業店等に対する立ち入り・協力要請の実施（警察本部） | 61 |
| (2) | 急激に進展する情報化社会への対応 | 61 |
| ア | 青少年保護育成条例推進事業（県民局） | 61 |
| イ | 携帯電話サイト「かながわモード」の運営（教育局） | 61 |
| (3) | 被害防止・保護活動の推進 | 61 |
| ア | 児童虐待防止対策緊急強化事業（県民局） | 61 |
| イ | 児童ポルノ排除に向けた社会気運の醸成（警察本部） | 62 |
| ウ | 青少年の福祉を害する犯罪対策の推進（警察本部） | 62 |
| エ | 犯罪被害者等への支援（安全防災局） | 63 |
| (4) | 青少年の成長を支える豊かなコミュニティづくり | 63 |
| ア | 青少年関係団体育成事業（県民局） | 63 |
| イ | 家庭教育力充実事業（教育局） | 63 |
| ウ | 安全・安心まちづくり活性化事業（安全防災局） | 63 |
| エ | 大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア活動への参加促進（警察本部） | 63 |
| オ | 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくりの推進（警察本部） | 64 |
| カ | NPO等との連携による不登校児童・生徒支援事業（教育局） | 64 |
| キ | 青少年育成地域活動推進事業（県民局） | 64 |



お知らせ

- ・「インターネット上の有害情報の氾濫について」～携帯電話のフィルタリング設定の必要性～ 65

図・表目次

第1章 かながわの青少年の現状

第1 青少年の成育環境

1 青少年人口

| | | |
|--------|----------------------------|----|
| 図1-1-1 | 青少年人口の推移（神奈川県） | 8 |
| 表1-1-1 | 市町村別青少年人口の割合（神奈川県） | 9 |
| 図1-1-2 | 一般・核家族世帯数及び平均世帯人員の推移（神奈川県） | 11 |
| 図1-1-3 | 一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県） | 11 |
| 図1-1-4 | 在学者数の推移（神奈川県） | 12 |
| 表1-1-2 | 外国籍児童・生徒数の推移（神奈川県） | 12 |

2 青少年の体格と体力

| | | |
|--------|-----------------------------|----|
| 図1-2-1 | 身長の平均値の年次推移（神奈川県） | 13 |
| 図1-2-2 | 体重の平均値の年次推移（神奈川県） | 13 |
| 図1-2-3 | 握力の平均値の年次推移（神奈川県） | 14 |
| 図1-2-4 | 持久走の平均値の年次推移（神奈川県） | 14 |
| 図1-2-5 | 50m走の平均値の年次推移（神奈川県） | 15 |
| 図1-2-6 | ソフト・ハンドボール投げの平均値の年次推移（神奈川県） | 15 |
| 図1-2-7 | 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況（神奈川県） | 16 |

3 青少年の生活習慣と意識

| | | |
|---------|-----------------------------------|----|
| 図1-3-1 | 朝食の摂取状況（神奈川県） | 16 |
| 図1-3-2 | 睡眠時間（神奈川県） | 17 |
| 図1-3-3 | テレビ視聴時間（神奈川県） | 17 |
| 図1-3-4 | 家で自分で計画を立てて勉強をしていますか（神奈川県） | 18 |
| 図1-3-5 | 家の人と学校での出来事について話をしていますか（神奈川県） | 18 |
| 図1-3-6 | 家の人と普段（月～金曜日）、夕食を一緒に食べていますか（神奈川県） | 19 |
| 図1-3-7 | 家の手伝いをしていますか（神奈川県） | 19 |
| 図1-3-8 | 自分には、よいところがあると思いますか（神奈川県） | 20 |
| 図1-3-9 | 将来の夢や目標を持っていますか（神奈川県） | 20 |
| 図1-3-10 | 人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか（神奈川県） | 21 |
| 図1-3-11 | 学校で友達に会うのは楽しいと思いますか（神奈川県） | 21 |
| 図1-3-12 | 自分の「いのち」を大切に思うか（神奈川県） | 22 |

第2 社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年

1 児童虐待の状況

| | | |
|--------|----------------------------------|----|
| 図2-1-1 | 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県） | 23 |
| 表2-1-1 | 児童相談所における児童虐待相談の内容別件数内訳（神奈川県・全県） | 23 |

2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況

| | | |
|--------|--------------------------|----|
| 図2-2-1 | いじめ・暴力行為及び不登校の推移（神奈川県） | 24 |
| 図2-2-2 | いじめ・暴力行為及び不登校の全国順位（神奈川県） | 24 |

3 問題行動等

| | | |
|--------|-----------------------------------|----|
| 表2-3-1 | 非行少年の推移(神奈川県) | 25 |
| 図2-3-1 | 非行少年等の検挙・補導状況(神奈川県) | 25 |
| 表2-3-2 | 再犯者率の推移(神奈川県) | 26 |
| 表2-3-3 | 薬物乱用少年の推移(神奈川県) | 26 |
| 表2-3-4 | 平成24年中における薬物乱用少年の学校・職業別の状況(神奈川県) | 26 |
| 表2-3-5 | 不良行為少年の推移(神奈川県) | 27 |
| 図2-3-2 | 不良行為少年の行為別状況(神奈川県) | 27 |
| 図2-3-3 | 不良行為少年の学校・職業別状況(神奈川県) | 27 |
| 表2-3-6 | 福祉犯罪(刑法犯を含む)の推移(神奈川県) | 28 |
| 図2-3-4 | 平成24年中における福祉犯罪による被害少年の法令別状況(神奈川県) | 28 |

4 ひきこもりの状況

| | | |
|--------|-----------------------------------|----|
| 表2-4-1 | ひきこもり群の推計数(全国) | 29 |
| 図2-4-1 | ひきこもりの若者が抱える不安要素(全国) | 29 |
| 図2-4-2 | ひきこもりになったきっかけ(全国) | 30 |
| 図2-4-3 | 小中学校時代の学校での経験(全国) | 30 |
| 図2-4-4 | 小中学校時代の家庭での経験(全国) | 31 |
| 図2-4-5 | 相談実績(平成16~24年度)から見たひきこもりの状況(神奈川県) | 32 |

5 自殺

| | | |
|--------|------------------------|----|
| 図2-5-1 | 若者の自殺者数の推移(全国) | 33 |
| 表2-5-1 | 19歳以下の若者の自殺者数の推移(神奈川県) | 33 |

第3 青少年の就労環境等

1 高等学校卒業者の進路

| | | |
|--------|-----------------------|----|
| 図3-1-1 | 高等学校卒業者の進路状況の推移(神奈川県) | 33 |
|--------|-----------------------|----|

2 就職内定率

| | | |
|--------|------------------------|----|
| 図3-2-1 | 高校新卒者の就職内定率の推移(全国) | 34 |
| 図3-2-2 | 大学卒業予定者の就職(内定)率の推移(全国) | 34 |

3 離職率

| | | |
|--------|-------------------------|----|
| 図3-3-1 | 平成22年3月卒業者の在職期間別離職率(全国) | 35 |
|--------|-------------------------|----|

4 若年無業者

| | | |
|--------|-------------------|----|
| 図3-4-1 | 年齢階級別若年無業者の推移(全国) | 35 |
|--------|-------------------|----|

第4 情報化の急激な進展と青少年への影響

1 携帯電話及びパソコンの利用実態

| | | |
|--------|-------------------------------|----|
| 図4-1-1 | 携帯電話の所有率とインターネット利用率及び所有機種(全国) | 36 |
| 図4-1-2 | パソコンの使用率とインターネット利用率(全国) | 37 |
| 図4-1-3 | 携帯電話のフィルタリング利用率(全国) | 37 |

| | | |
|--------|----------------------------|----|
| 図4-1-4 | パソコンのフィルタリング利用率（全国） | 38 |
| 図4-1-5 | インターネット上のトラブルや問題行動等の経験（全国） | 38 |
| 図4-1-6 | 携帯電話でのメール送受信件数と就寝時間（全国） | 39 |

2 出会い系サイト等を巡る事件の被害状況

| | | |
|--------|---|----|
| 図4-2-1 | 出会い系サイト等を利用した事件の被害児童の推移（神奈川県） | 40 |
| 図4-2-2 | コミュニティサイトに起因する事犯における被害児童のフィルタリングの加入状況（全国） | 40 |

第5 青少年と地域社会

1 青少年と地域との関わり

| | | |
|--------|--------------------------------|----|
| 図5-1-1 | 近所の人に会ったときは、あいさつをしますか（神奈川県・全国） | 41 |
| 図5-1-2 | 今住んでいる地域の行事に参加していますか（神奈川県・全国） | 41 |

2 保護者の意識

| | | |
|--------|---|----|
| 図5-2-1 | 「家庭で子どもに十分しつけをしない保護者が増えている」との声を聞くことがありますが、あなたはどう感じていますか（全国） | 42 |
| 図5-2-2 | あなたは、家庭での教育（しつけ等）についてどの程度悩みや不安がありますか（全国） | 43 |
| 図5-2-3 | あなたの家庭では保護者と子どもとのコミュニケーションは充実していると思いますか（全国） | 43 |

3 地域と学校との関わり

| | | |
|--------|--|----|
| 図5-3-1 | P T Aや地域の人が学校の諸活動にボランティアとして参加してくれますか（全国） | 44 |
|--------|--|----|

4 大人の意識

| | | |
|--------|--|----|
| 図5-4-1 | 青少年をめぐる昨今の問題は親や地域住民など大人の責任が大きいと思いますか（神奈川県） | 44 |
| 図5-4-2 | 今後10年くらいの間に神奈川県はどうなっていくと思いますか（神奈川県） | 45 |

5 青少年団体

| | | |
|--------|------------------------------------|----|
| 表5-5-1 | 子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県） | 45 |
| 図5-5-1 | 子どもの健全育成の分野で活動するN P O法人の数の推移（神奈川県） | 45 |

第1章 かながわの青少年の現状

第1 青少年の成育環境

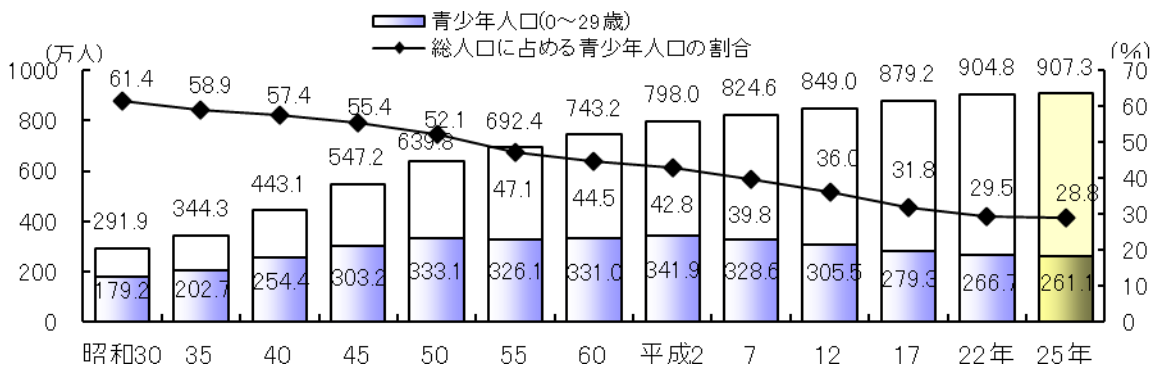
1 青少年人口

(1) 神奈川県内の青少年人口

ア 青少年人口の推移

本県の総人口は平成25年1月1日現在で907万2,533人（男454万3,244人、女452万9,289人）であり、0～30歳未満の青少年は261万0,902人（男135万1,759人、女125万9,143人）で総人口の28.8%になります。昭和30年には61.4%と過半数を占めていましたが、その後減少を続けています。

<図1-1-1 青少年人口の推移（神奈川県）>



出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

平成25年は、神奈川県年齢別人口統計調査結果報告（統計センター：平成25年1月1日現在のものを参考加算）

イ 市町村別青少年人口の割合

本県の青少年の人口を地域別で見ると、横浜市が105万6,109人と最も多く、県全体の青少年人口の40.4%を占めています。政令市を除く各市町村の人口総数に占める青少年人口の割合は、厚木市が31.3%と最も高く、最も低い真鶴町の20.7%とは、10.6ポイントの差があります。

<表1-1-1 市町村別青少年人口の割合（神奈川県）>

| 地域・市区町村名 | 人口総数 | 青少年人口 | | |
|----------------|------------------|------------------|--------------|-------------------------|
| | | 0～29歳 | 構成比 | 青少年人口の割合 (/ × 100) |
| 県 計 | 9,072,533 | 2,610,902 | 100.0% | 28.8% |
| 横浜・川崎地域 | 5,137,159 | 1,495,419 | 57.3% | 29.1% |
| 横浜市 | 3,697,035 | 1,056,109 | 40.4% | 28.8% |
| 横浜市 鶴見区 | 276,888 | 81,290 | 3.1% | 29.4% |
| 横浜市 神奈川区 | 233,478 | 68,349 | 2.6% | 29.5% |
| 横浜市 西区 | 96,826 | 25,634 | 1.0% | 26.7% |
| 横浜市 中区 | 147,094 | 34,132 | 1.3% | 23.2% |
| 横浜市 南区 | 194,820 | 50,130 | 1.9% | 26.0% |
| 横浜市 保土ヶ谷区 | 204,716 | 57,533 | 2.2% | 28.3% |
| 横浜市 磯子区 | 161,688 | 42,902 | 1.6% | 26.8% |
| 横浜市 金沢区 | 205,976 | 57,691 | 2.2% | 28.4% |
| 横浜市 港北区 | 334,857 | 101,406 | 3.9% | 30.5% |
| 横浜市 戸塚区 | 273,767 | 79,315 | 3.0% | 29.2% |
| 横浜市 港南区 | 218,845 | 58,766 | 2.3% | 27.2% |
| 横浜市 旭区 | 249,728 | 67,057 | 2.6% | 27.2% |
| 横浜市 緑区 | 178,209 | 53,648 | 2.1% | 30.3% |
| 横浜市 瀬谷区 | 125,927 | 35,992 | 1.4% | 28.9% |
| 横浜市 栄区 | 123,961 | 32,924 | 1.3% | 26.9% |
| 横浜市 泉区 | 155,415 | 43,239 | 1.7% | 28.1% |
| 横浜市 青葉区 | 307,078 | 970,821 | 37.2% | 32.0% |
| 横浜市 都筑区 | 207,762 | 690,191 | 26.4% | 33.3% |
| 川崎市 | 1,440,124 | 439,310 | 16.8% | 30.8% |
| 川崎市 川崎区 | 217,337 | 61,662 | 2.4% | 28.5% |
| 川崎市 幸区 | 156,522 | 44,199 | 1.7% | 28.4% |
| 川崎市 中原区 | 236,509 | 74,265 | 2.8% | 31.7% |
| 川崎市 高津区 | 221,720 | 69,077 | 2.6% | 31.4% |
| 川崎市 多摩区 | 213,109 | 69,706 | 2.7% | 33.1% |
| 川崎市 宮前区 | 222,488 | 68,919 | 2.6% | 31.3% |
| 川崎市 麻生区 | 172,439 | 51,482 | 2.0% | 30.0% |
| 横須賀三浦地域 | 724,317 | 185,749 | 7.1% | 25.6% |
| 横須賀市 | 412,739 | 111,200 | 4.3% | 27.2% |
| 鎌倉市 | 173,907 | 41,875 | 1.6% | 24.2% |
| 逗子市 | 57,915 | 13,695 | 0.5% | 23.8% |
| 三浦市 | 46,944 | 10,960 | 0.4% | 23.9% |
| 葉山町 | 32,812 | 8,019 | 0.3% | 24.5% |

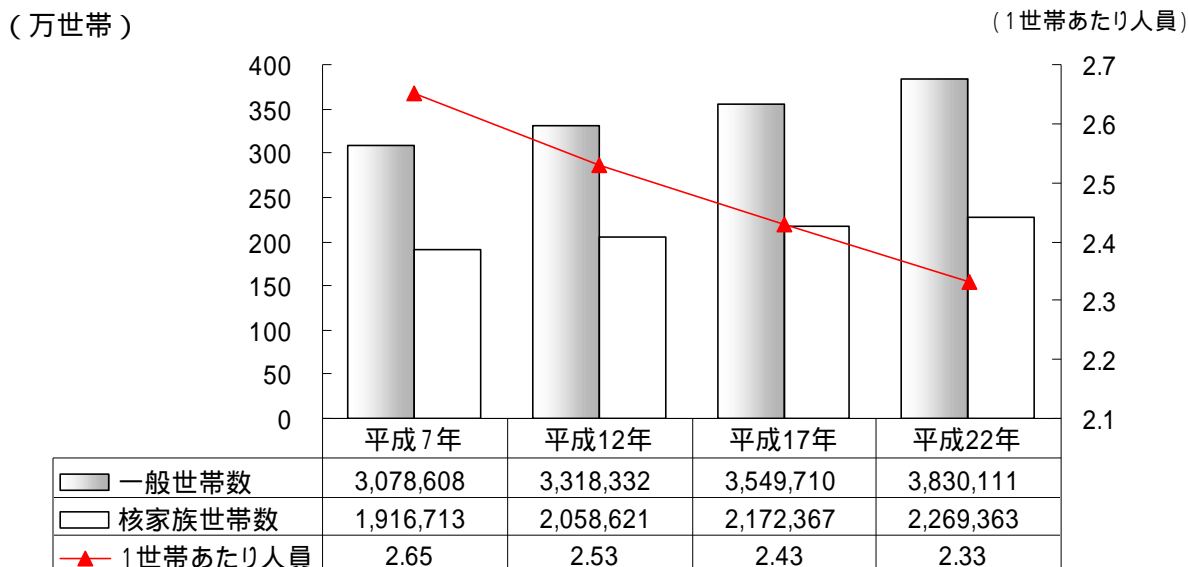
| | | | | |
|--------------|------------------|----------------|--------------|--------------|
| 県央地域 | 1,563,060 | 460,816 | 17.5% | 29.5% |
| 相模原市 | 720,111 | 213,847 | 8.1% | 30.1% |
| 相模原市 緑区 | 177,052 | 52,366 | 2.0% | 30.0% |
| 相模原市 中央区 | 267,281 | 81,882 | 3.1% | 31.1% |
| 相模原市 南区 | 275,778 | 79,599 | 3.0% | 29.3% |
| 厚木市 | 224,924 | 69,490 | 2.6% | 31.3% |
| 大和市 | 231,103 | 66,336 | 2.5% | 28.9% |
| 海老名市 | 128,518 | 37,263 | 1.4% | 29.3% |
| 座間市 | 129,908 | 36,917 | 1.4% | 28.8% |
| 綾瀬市 | 83,777 | 24,475 | 0.9% | 29.4% |
| 愛川町 | 41,382 | 11,741 | 0.4% | 28.9% |
| 清川村 | 3,337 | 747 | 0.0% | 22.7% |
| 湘南地域 | 1,293,106 | 375,227 | 14.3% | 29.0% |
| 平塚市 | 259,179 | 74,683 | 2.8% | 29.2% |
| 藤沢市 | 416,832 | 123,619 | 4.7% | 29.9% |
| 茅ヶ崎市 | 236,803 | 66,591 | 2.5% | 28.4% |
| 秦野市 | 169,925 | 50,821 | 1.9% | 30.3% |
| 伊勢原市 | 100,945 | 30,357 | 1.2% | 30.5% |
| 寒川町 | 47,470 | 13,803 | 0.5% | 29.6% |
| 大磯町 | 32,688 | 8,061 | 0.3% | 25.0% |
| 二宮町 | 29,264 | 7,292 | 0.3% | 25.2% |
| 足柄上地域 | 110,614 | 29,941 | 1.1% | 27.1% |
| 南足柄市 | 43,817 | 11,976 | 0.5% | 27.6% |
| 中井町 | 9,771 | 2,466 | 0.1% | 26.1% |
| 大井町 | 17,490 | 5,111 | 0.2% | 29.8% |
| 松田町 | 11,570 | 2,920 | 0.1% | 25.6% |
| 山北町 | 11,274 | 2,648 | 0.1% | 24.2% |
| 開成町 | 16,692 | 4,820 | 0.2% | 29.3% |
| 西湘地域 | 244,277 | 63,750 | 2.4% | 26.1% |
| 小田原市 | 196,692 | 53,279 | 2.0% | 27.4% |
| 箱根町 | 13,399 | 3,229 | 0.1% | 24.8% |
| 真鶴町 | 7,830 | 1,587 | 0.1% | 20.7% |
| 湯河原町 | 26,356 | 5,655 | 0.2% | 21.9% |

出典：神奈川県年齢別人口統計調査結果報告（統計センター 平成25年1月1日現在）を基に青少年課にて作成

(2) 神奈川県の世界帯数

一般世帯総数、そのうちの核家族世帯数ともに増加傾向にあり、一般世帯の一世帯あたりの人数は減少傾向にあります。また、一般世帯の家族類型の割合の推移では、夫婦と子どもからなる世帯が減少傾向にあります。

< 図1-1-2 一般・核家族世帯数及び平均世帯人員の推移（神奈川県） >

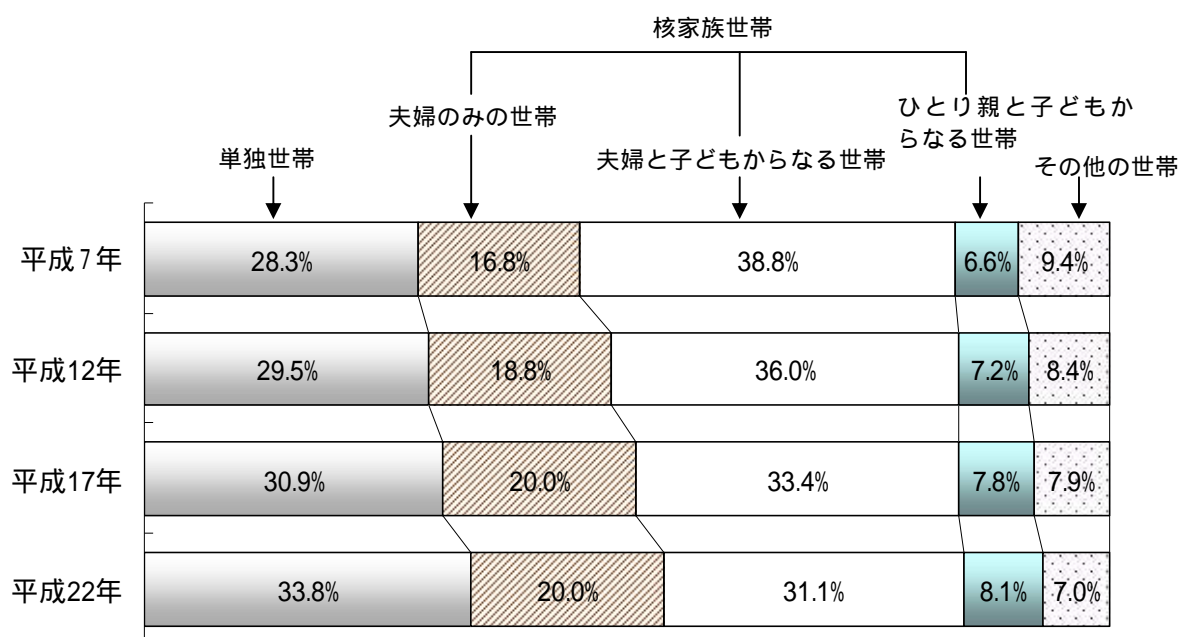


(注) 1 ここていう一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者をいう。

2 核家族世帯とは、一般世帯のうち 夫婦のみ 夫婦と子供からなる世帯 ひとり親と子供からなる世帯 をいう。

出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

< 図1-1-3 一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県） >



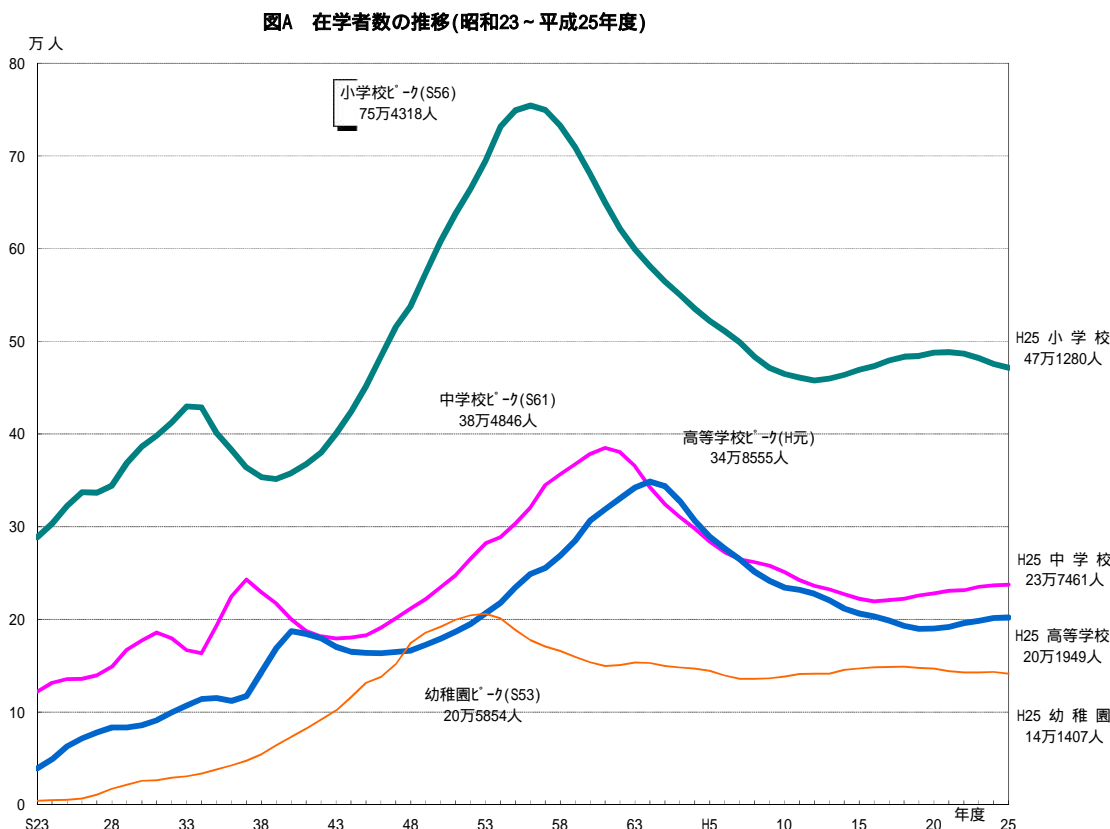
出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）

(3) 神奈川県の子童・生徒数

ア 在学者数（平成25年5月現在）

- (ア) 幼稚園は14万1,407人で、前年度より1,905人（-1.3%）減少
- (イ) 小学校は47万1,280人で、前年度より4,239人（-0.9%）減少
平成13年度から9年連続で増加していましたが、平成22年度から4年連続で減少。
- (ウ) 中学校は23万7,461人で、前年度より727人（0.3%）増加
ピークの昭和61年度（38万4,868人）から減少していたが、平成17年度から9年連続で増加。
- (エ) 高等学校は20万1,949人で、前年度より562人（0.3%）増加
ピークの平成元年度（34万8,555人）から18年連続で減少していたが、平成20年度から6年連続で増加。

< 図1-1-4 在学者数の推移（神奈川県） >



出典：平成25年度神奈川県学校基本調査結果報告（統計センター）

イ 外国籍子童・生徒の状況

平成25年度には、世界65カ国から6,070名の外国籍子童・生徒が公立の小・中学校に在籍し、そのうち、全体の約42%にあたる2,578名が日本語の指導を必要としています。

< 表1-1-2 外国籍子童・生徒数の推移（神奈川県） > (人)

| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成23年度 | 平成25年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 小学校 | 4,291 | 4,294 | 4,316 | 3,981 | 3,999 |
| 中学校 | 1,779 | 1,928 | 2,122 | 2,100 | 2,071 |
| 計 | 6,070 | 6,222 | 6,438 | 6,081 | 6,070 |

（備考）平成22年度からは隔年で調査実施

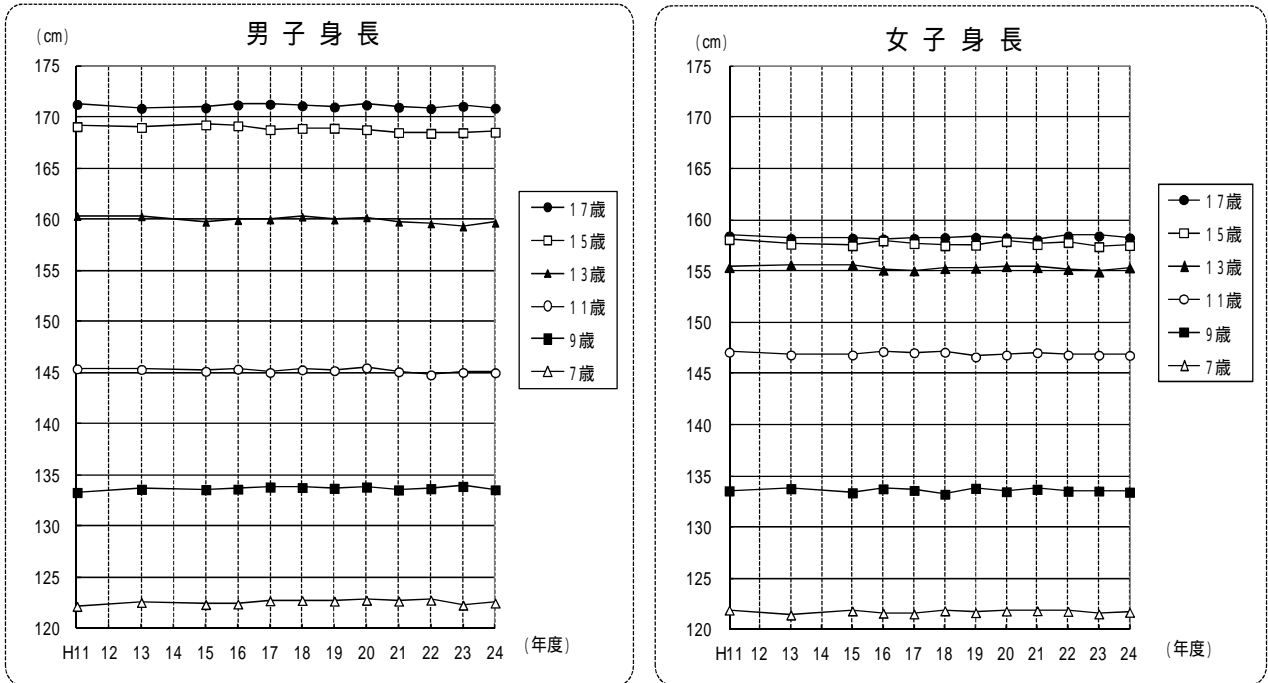
出典：子ども教育支援課

2 青少年の体格と体力

(1) 体格

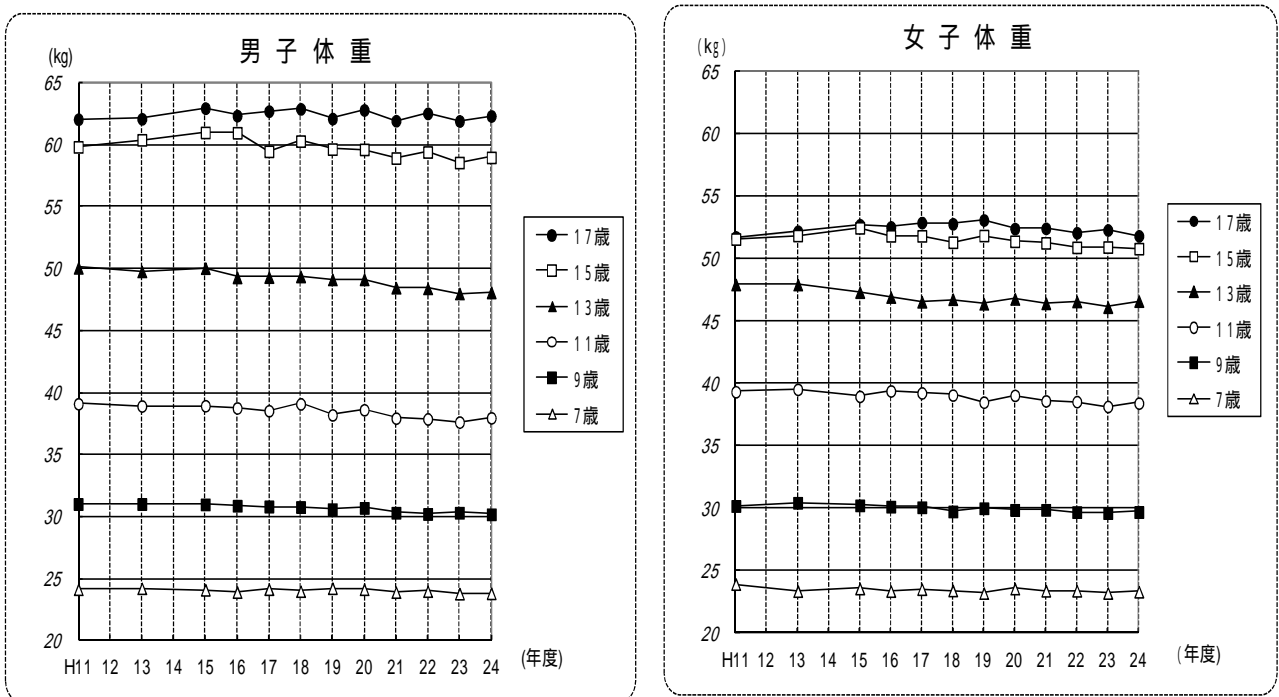
本県において、「身長」「体重」といずれも平成11年度以降、多少の上下はあるものの、ほぼ横ばいの傾向にあります。

< 図1-2-1 身長の平均値の年次推移（神奈川県） >



出典：平成24年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

< 図1-2-2 体重の平均値の年次推移（神奈川県） >



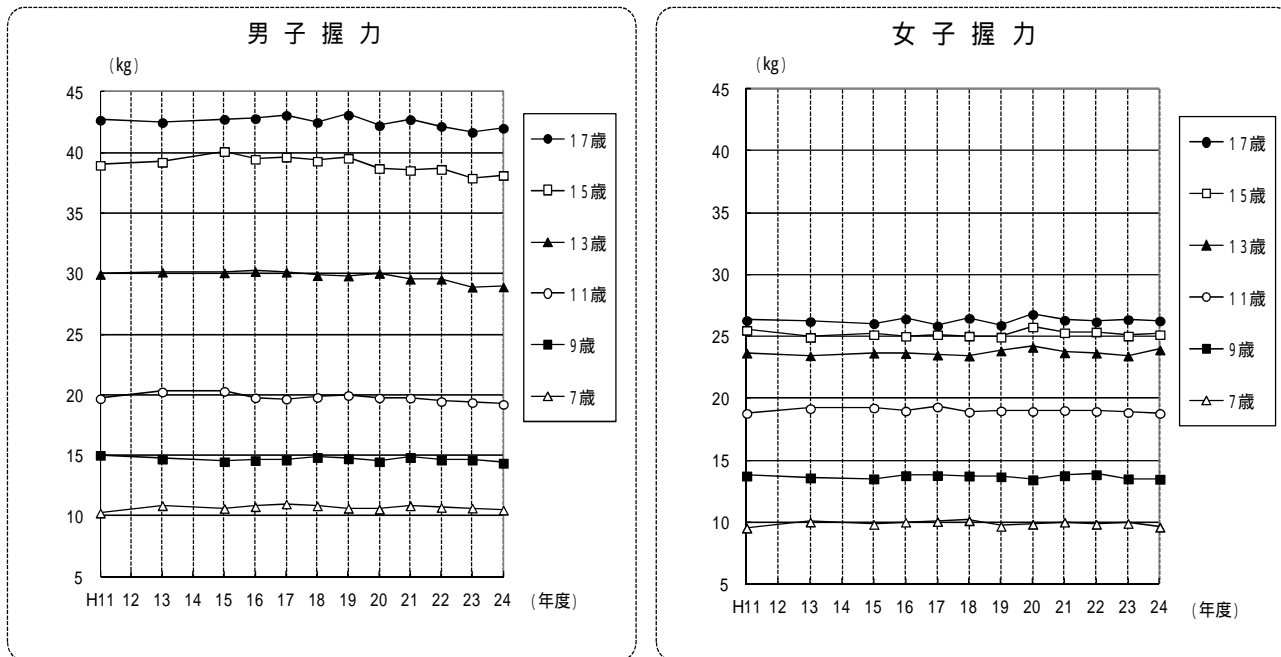
出典：平成24年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

(2) 体力・運動能力

ア 握力

「握力」は、運動を発現する多数の筋群の力（筋力）の代表として取り上げられているテスト項目です。平成11年度以降、男女ともそれぞれの年齢において横ばいの傾向にあり、平成24年度は、男子の9歳、11歳と女子の11歳で最も低い値となりました。

<図1-2-3 握力の平均値の年次推移（神奈川県）>

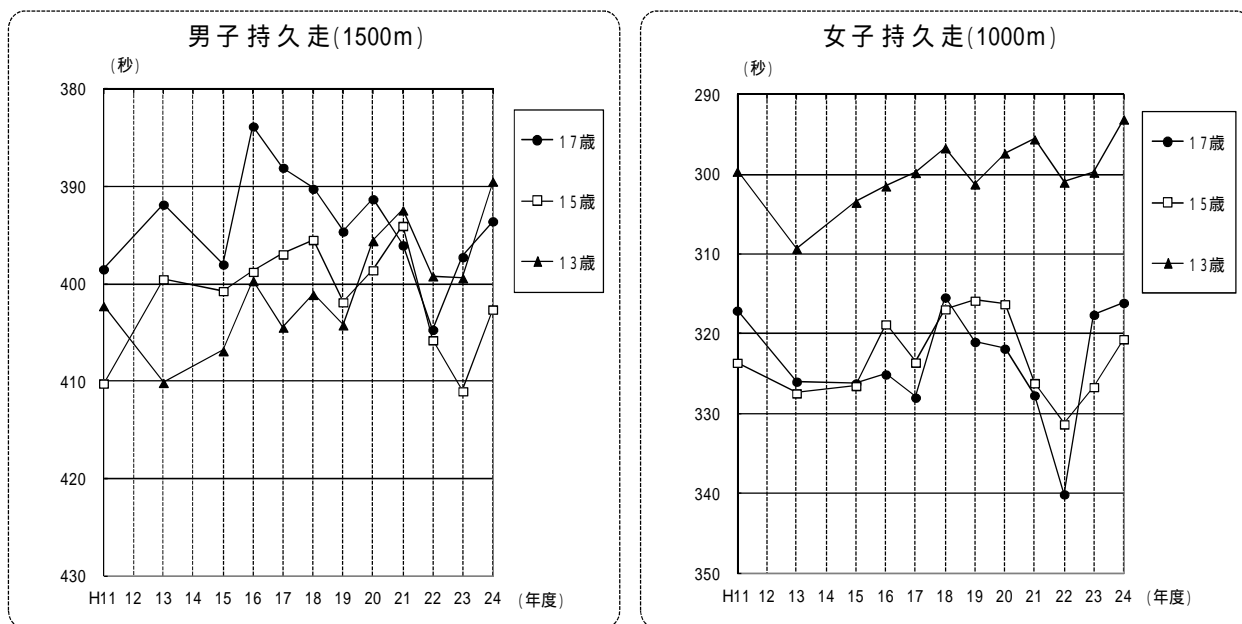


出典：平成24年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

イ 持久走

「持久走」は、走の運動能力と健康に関連した体力要素でもある全身持久力の指標となるテスト項目です。平成24年度は、男女とも13歳で最も高い値となりました。

<図1-2-4 持久走の平均値の年次推移（神奈川県）>

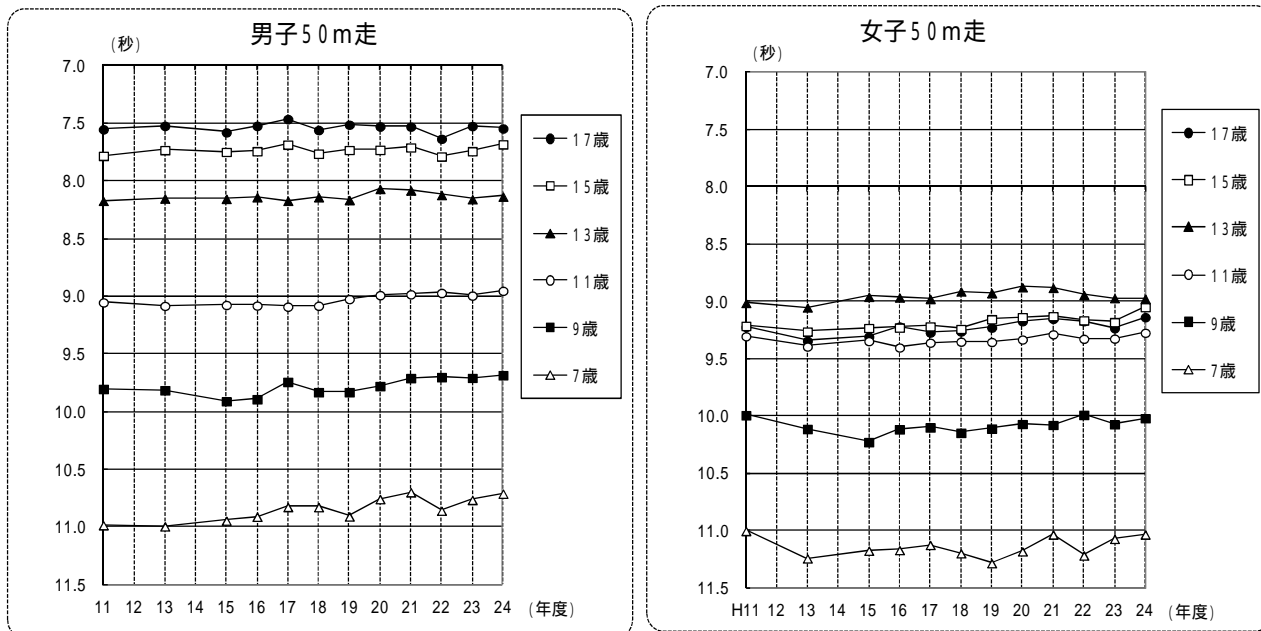


出典：平成24年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

ウ 50m走

「50m走」は、走の運動能力と全身の移動スピードを測定するテスト項目です。平成11年度以降、男女ともにそれぞれの年齢において横ばいの傾向にあります。平成24年度は、男子9歳、11歳、15歳と女子の11歳、15歳、17歳で最も高い値となりました。

<図1-2-5 50m走の平均値の年次推移（神奈川県）>

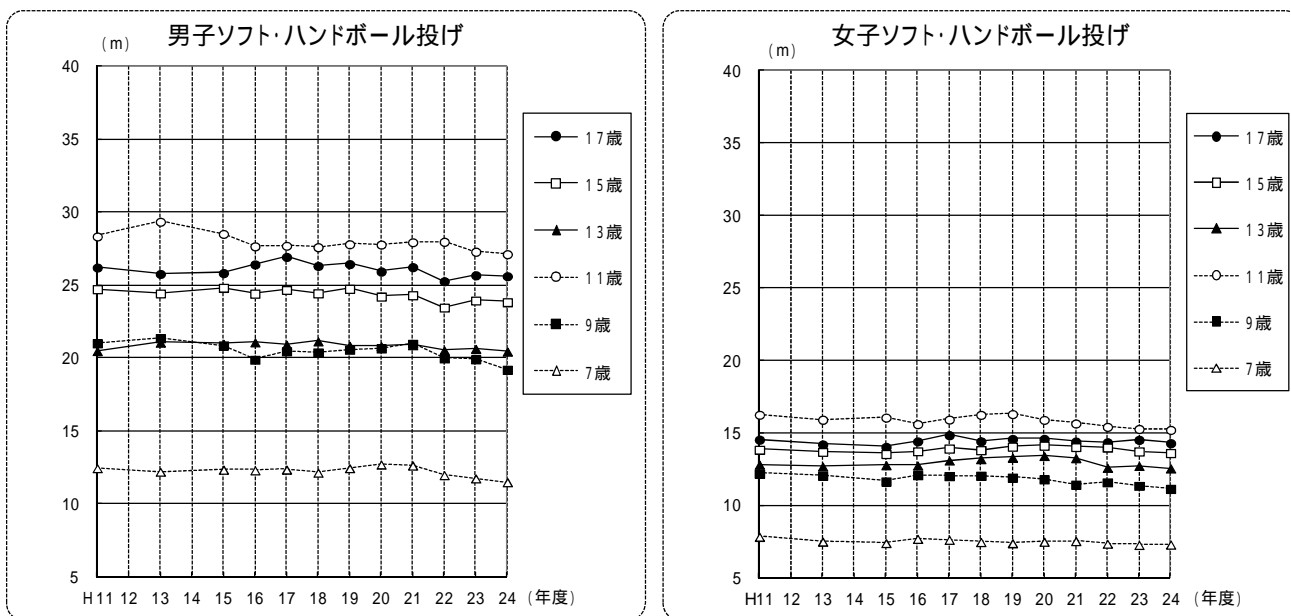


出典：平成24年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

エ ソフト・ハンドボール投げ

「ソフトボール投げ」及び「ハンドボール投げ」は全身の巧み性にかかわる投の運動能力と筋パワー（瞬発力）を測定するテスト項目です。平成11年度以降、それぞれの年齢においてほぼ横ばいの傾向がありますが、平成24年度は、男子の7歳、9歳、11歳、13歳と女子の9歳、11歳、13歳で最も低い値となりました。

<図1-2-6 ソフト・ハンドボール投げの平均値の年次推移（神奈川県）>

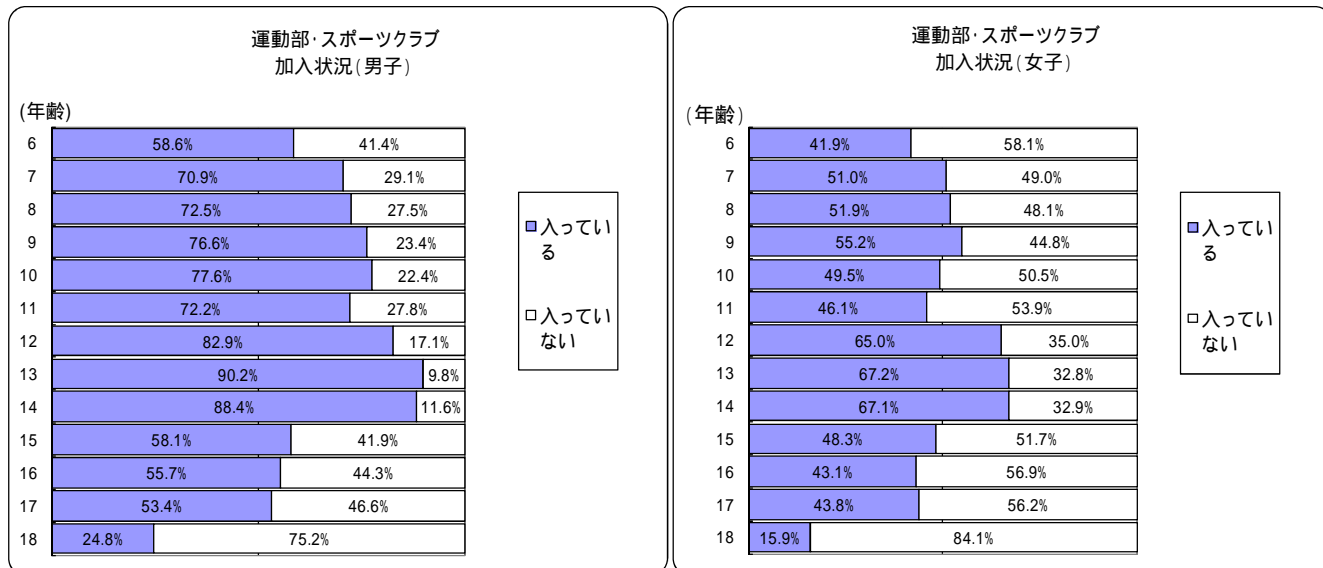


出典：平成24年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

(3) 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況

すべての年齢で、女子に比べて男子の加入率が高い状況にあります。男女ともに中学生の加入率が他の校種と比較して高く、それぞれの校種においては、小学生では男子10歳、女子9歳、中学生では男女ともに13歳、高校生では男女ともに15歳が最も高くなっています。

< 図1-2-7 運動部や地域のスポーツクラブへの加入状況（神奈川県） >



出典：平成24年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

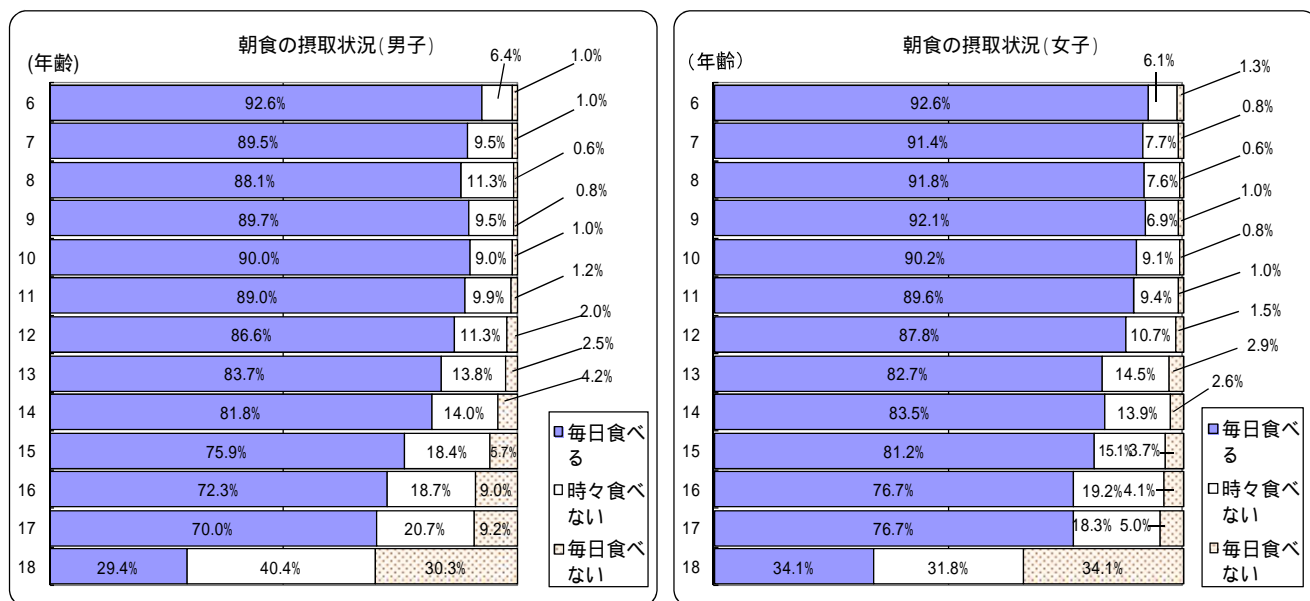
3 青少年の生活習慣と意識

(1) 基本的な生活習慣

ア 朝食の摂取状況

男女とも加齢に伴い、朝食を毎日食べる者の割合が減少する傾向にあります。

< 図1-3-1 朝食の摂取状況（神奈川県） >

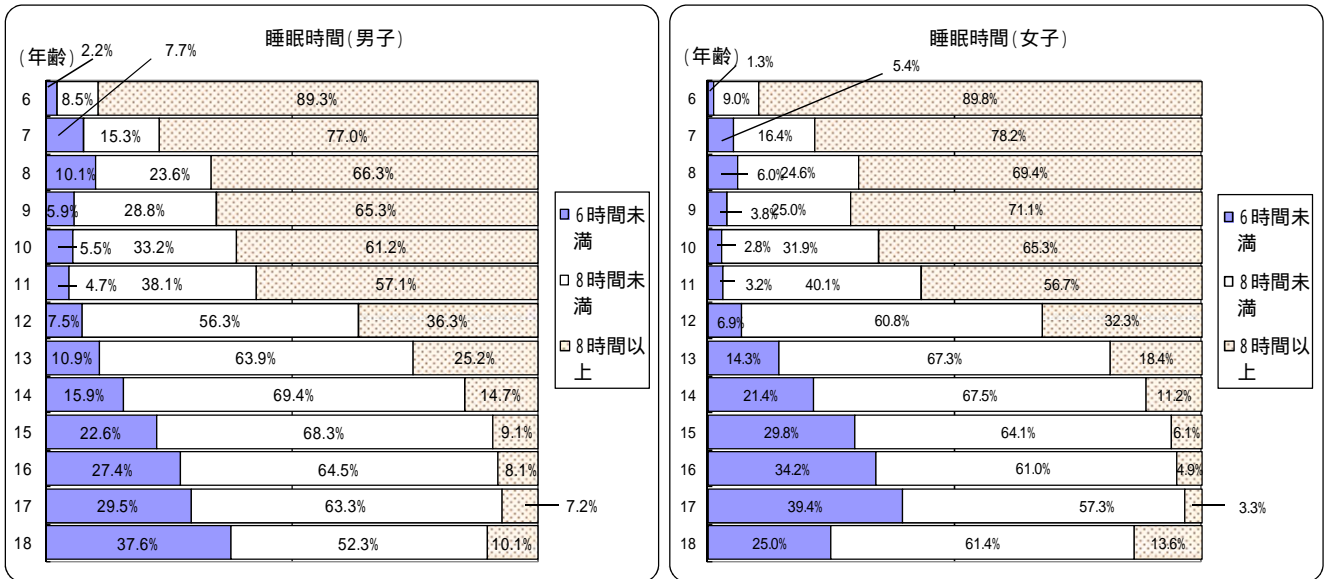


出典：平成24年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

イ 睡眠時間

6時間未満の者の割合は、男子は11歳、女子は18歳を除き、10歳以降増加し、8時間以上の者の割合は、18歳を除き、6歳以降減少しています。

<図1-3-2 睡眠時間（神奈川県）>

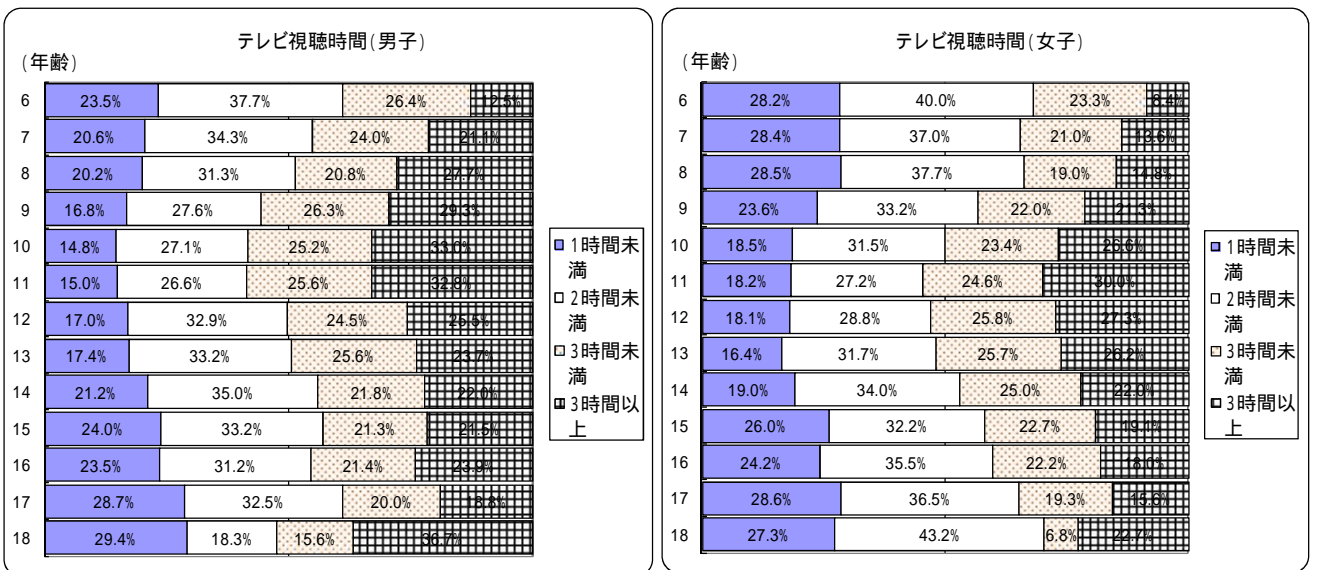


出典：平成24年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

ウ テレビ視聴時間

男女とも小学校低学年から高学年にかけてテレビの視聴時間が長くなる傾向にあり、男子では10、11歳で、女子では11歳で、およそ3人に1人が1日に3時間以上テレビを視聴しています。

<図1-3-3 テレビ視聴時間（神奈川県）>

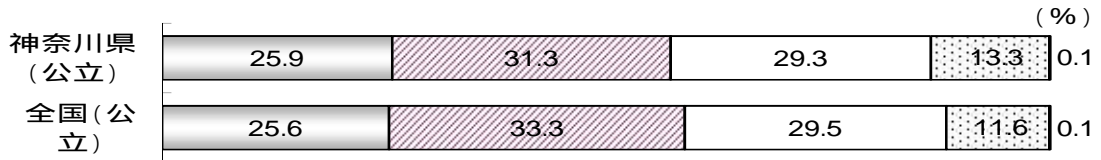


出典：平成24年度神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書（保健体育課）

エ 家での勉強

家で自分で計画を立てて勉強をしている小学生の割合は57.2%、中学生の割合は44.8%となっています。

<図1-3-4 家で自分で計画を立てて勉強をしていますか（神奈川県）>
【小学生】



【中学生】



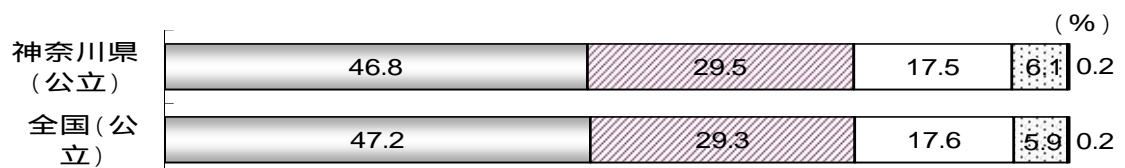
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

(2) 家庭でのコミュニケーション

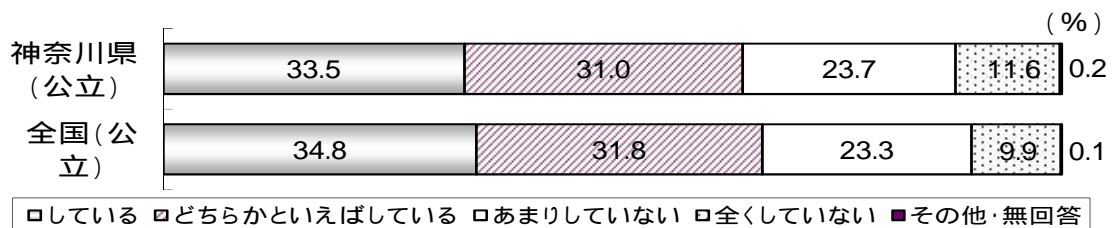
「家の人と学校での出来事について話をしていますか」、「家の人と普段、夕食を一緒に食べていますか」、「家の手伝いをしていますか」の質問に「している・どちらかといえば、している」と答えた割合は、いずれも小学生に比べて中学生が少なくなっています。

<図1-3-5 家の人と学校での出来事について話をしていますか（神奈川県）>

【小学生】



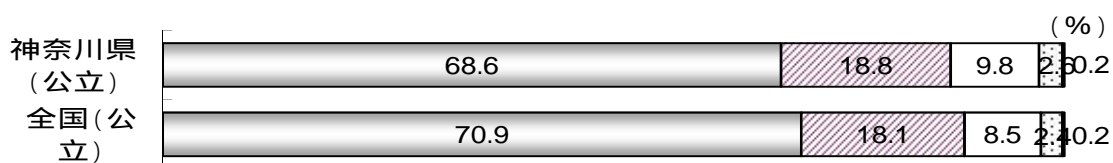
【中学生】



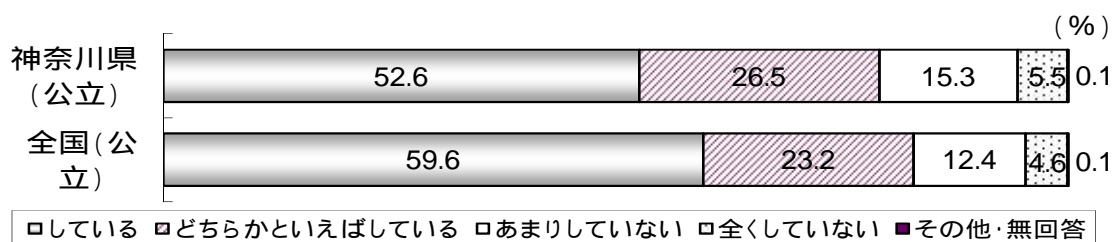
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

< 図1-3-6 家の人と普段（月～金曜日）、夕食を一緒に食べていますか（神奈川県） >

【小学生】



【中学生】



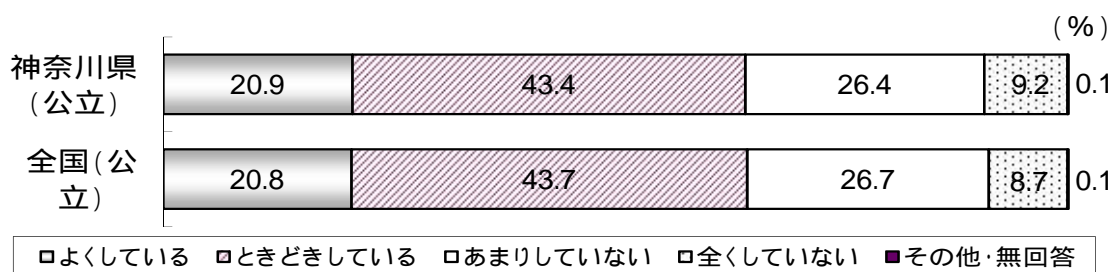
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

< 図1-3-7 家の手伝いをしていますか（神奈川県） >

【小学生】



【中学生】



出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

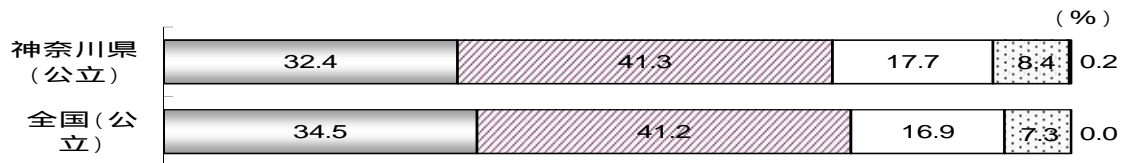
(3) 青少年の意識

ア 自己肯定感

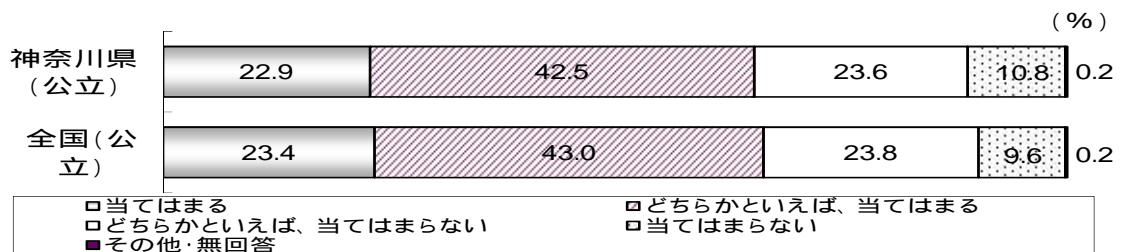
自分にはよいところがあると思うことができない小学生は約26.1%、中学生は約34.4%であり、将来の夢や目標を持っていない小学生は約13.2%、中学生は約27.3%となっています。

<図1-3-8 自分には、よいところがあると思いますか（神奈川県）>

【小学生】



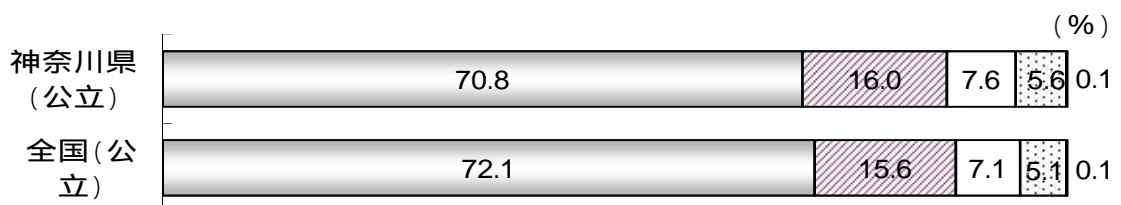
【中学生】



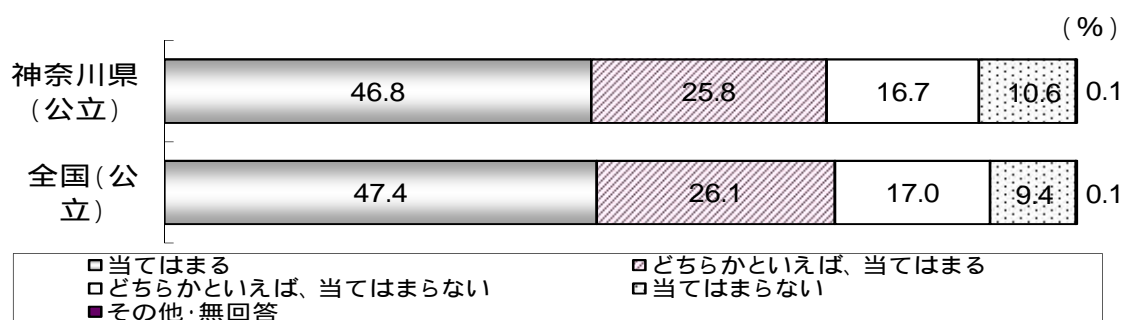
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-9 将来の夢や目標を持っていますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】

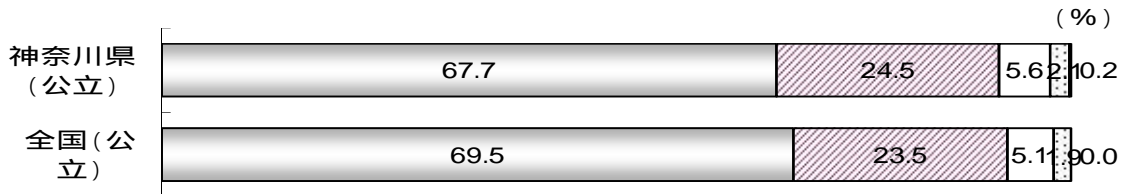


出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

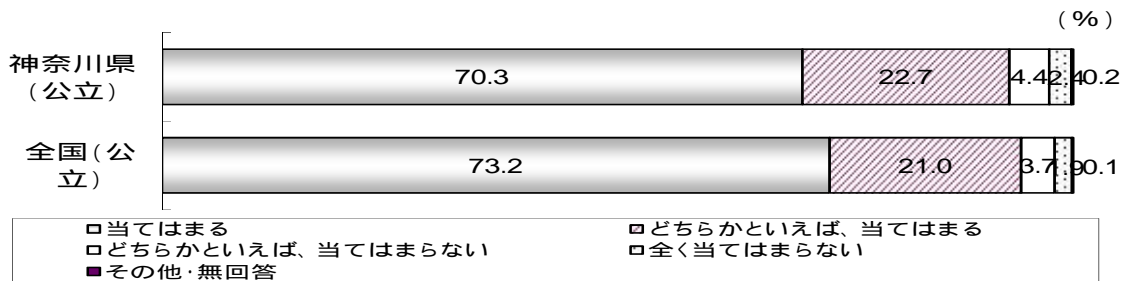
イ 人間関係

人の気持ちが分かる人間になりたいと思うか、学校で友達に会うのは楽しいと思うかの各質問事項に対し、小学生・中学生ともに90%を超える高い割合で肯定しています。

<図1-3-10 人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか（神奈川県）>
【小学生】



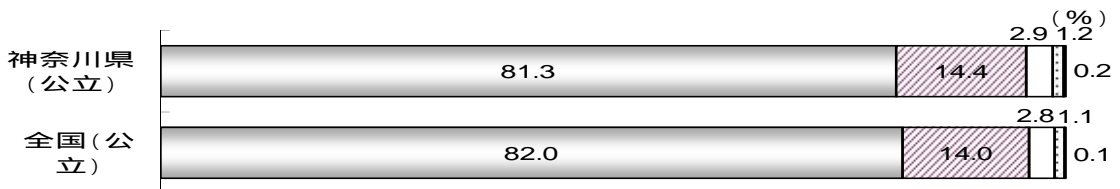
【中学生】



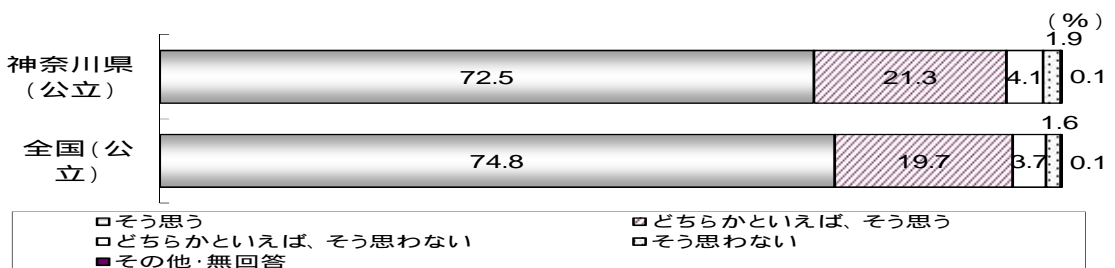
出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

<図1-3-11 学校で友達に会うのは楽しいと思いますか（神奈川県）>

【小学生】



【中学生】

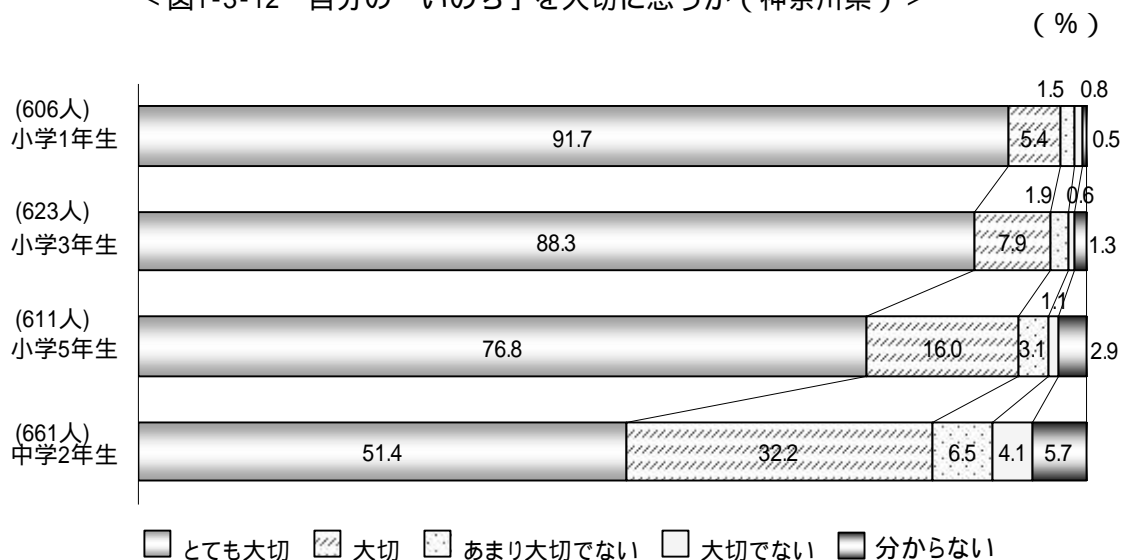


出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）

ウ 「いのち」について

県教育委員会が、県内の公立学校の児童・生徒を対象に行った「『いのち』についてのアンケート調査」によると、「自分の『いのち』は大切ですか」という設問に対し、「とても大切」と答えた割合は、小学1年生91.7%、小学3年生88.3%、小学5年生76.8%、中学2年生51.4%と、年齢を追うごとに割合が減少し、中学2年生では、「あまり大切でない」、「大切でない」という回答が全体の約1割を占めるという結果が出ています。

<図1-3-12 自分の「いのち」を大切に思うか（神奈川県）>



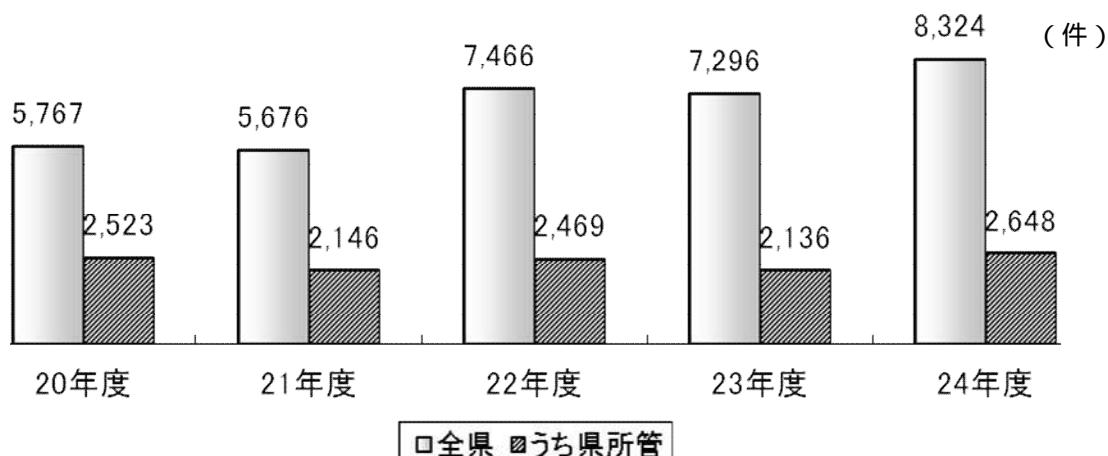
出典：「『いのち』についてのアンケート調査」（子ども教育支援課 平成20年3月）

第2 社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年

1 児童虐待の状況

平成24年度の県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、過去最多となる8,324件でした。件数増加の要因として、警察からのDVによる虐待通告の増加と泣き声通報等の比較的軽微な段階での通告件数の増加があげられます。また、児童虐待に対する県民や関係機関の認識の高まりや、全県的な広報啓発による通告義務や早期相談について周知されたことが大きな要因であると考えられます。

< 図2-1-1 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（神奈川県） >



出典：子ども家庭課資料

< 表2-1-1 児童相談所における児童虐待相談の内容別件数内訳（神奈川県・全県） >

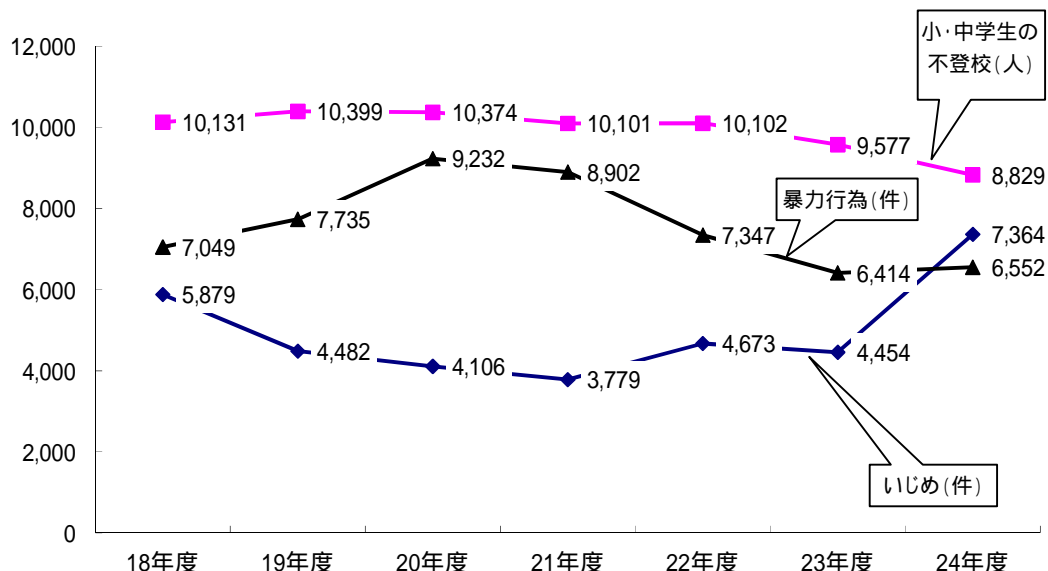
| 区分 | 身体的虐待 | 保護の怠慢・拒否 (ネグレクト) | 性的虐待 | 心理的虐待 | 総数 |
|--------|--------|---------------------|------|--------|--------|
| 平成24年度 | 2,435件 | 2,286件 | 119件 | 3,484件 | 8,324件 |

出典：子ども家庭課資料

2 いじめ・暴力行為及び不登校の状況

国公立学校で認知されたいじめの件数は、前年度比2,910件（65.3%）増の7,364件で、全国で8番目に多い件数となりました。国公立学校において発生した暴力行為の件数は、平成24年度の発生は、前年度比138件（2.2%）増の6,552件で、大阪府に次ぐ2番目となっています。国公立小・中学校の不登校児童・生徒数は8,829人で、前年度に比べ748人減少し、全国で3番目となっています。

<図2-2-1 いじめ・暴力行為及び不登校の推移（神奈川県）>



出典：子ども教育支援課資料

<図2-2-2 いじめ・暴力行為及び不登校の全国順位（神奈川県）>

| いじめの認知件数 (国公立小・中・高等・特別支援学校) | 暴力行為の発生件数 (国公立小・中・高等学校) | 不登校の児童・生徒数 (国公立小・中・高等学校) |
|--|---|---|
| 1位 鹿児島県 32,167件 2位 千葉県 21,028件 3位 東京都 12,341件 ・ 8位 神奈川県 7,364件 1,000人あたりの認知件数は、8.0件(全国28位) | 1位 大阪府 9,058件 2位 神奈川県 6,552件 3位 千葉県 3,042件 4位 兵庫県 2,839件 5位 東京都 2,806件 1,000人あたりの発生件数は、7.1件(全国4位) | 小・中学校 1位 東京都 9,259人 2位 大阪府 9,035人 3位 神奈川県 8,829人 1,000人あたりの不登校生徒数12.4人(全国8位) 高等学校 1位 大阪府 7,765人 2位 東京都 5,581人 3位 神奈川県 4,860人 1,000人あたりの不登校生徒数24.0人(全国4位) |

出典：平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）

3 問題行動等

(1) 非行少年の状況

県内で検挙・補導された非行少年は5,670人で、前年に比べ2,137人（27.4％）減少しています。内訳をみると、刑法犯で検挙・補導された少年は7年連続で減少しており、平成17年（10,900人）と比べ5,820人（53.4％）減少しています。

また、刑法犯の再犯率は、約3割で推移しています。

<表2-3-1 非行少年の推移（神奈川県）>

（単位：人）

| 区分 | | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | |
|--------|------|---------|---------|---------|---------|--------|-------|
| 非行少年 | 合計 | 8,656 | 7,967 | 7,601 | 7,807 | 5,670 | |
| | 刑法犯 | 犯罪少年 | 7,358 | 6,757 | 6,147 | 5,853 | 4,749 |
| | | 触法少年 | 654 | 457 | 444 | 473 | 331 |
| | | 計 | 8,012 | 7,214 | 6,591 | 6,326 | 5,080 |
| | 特別法犯 | 犯罪少年 | 615 | 723 | 990 | 1,451 | 564 |
| | | 触法少年 | 19 | 17 | 8 | 15 | 13 |
| | | 計 | 634 | 740 | 998 | 1,466 | 577 |
| ぐ犯少年 | 10 | 13 | 12 | 15 | 13 | | |
| 不良行為少年 | | 164,529 | 131,180 | 139,376 | 146,863 | 93,908 | |

非行少年：犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年の総称

犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年

触法少年：刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年

ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があり、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年

出典：STOP! THE 少年非行 平成24年版（警察本部少年育成課）

<図2-3-1 非行少年等の検挙・補導状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

<表2-3-2 再犯者率の推移（神奈川県）>

（単位：人）

| | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 刑法犯 | 7,358 | 6,757 | 6,147 | 5,853 | 4,749 |
| 再犯者 | 2,389 | 2,321 | 2,033 | 2,032 | 1,639 |
| 再犯者率（％） | 32.5 | 34.3 | 33.1 | 34.7 | 34.5 |
| 凶悪犯 | 94 | 50 | 41 | 80 | 59 |
| 再犯者 | 71 | 33 | 21 | 49 | 43 |
| 再犯者率（％） | 75.5 | 66.0 | 51.2 | 61.3 | 72.9 |
| 粗暴犯 | 700 | 681 | 627 | 660 | 652 |
| 再犯者 | 396 | 391 | 344 | 345 | 369 |
| 再犯者率（％） | 56.6 | 57.4 | 54.9 | 52.3 | 56.6 |
| 窃盗犯 | 4187 | 3,716 | 3,295 | 3,076 | 2,487 |
| 再犯者 | 1,314 | 1,308 | 1,078 | 1,043 | 804 |
| 再犯者率（％） | 31.4 | 35.2 | 32.7 | 33.9 | 32.3 |
| その他 | 2,377 | 2,310 | 2,184 | 2,037 | 1,551 |
| 再犯者 | 608 | 589 | 590 | 595 | 423 |
| 再犯者率（％） | 25.6 | 25.5 | 27.0 | 29.2 | 27.3 |

（備考） 1 触法少年を除く

2 再犯者率とは、検挙人員に占める再犯者の割合をいい、過去の罪種は問わない。

出典：少年非行の概要【平成24年中】（警察本部少年育成課）

(2)薬物乱用の状況

平成24年中に薬物乱用で検挙・補導した少年は26人で、学校・職業別では有職、無職少年が21人と、全体の80.8%を占めています。

<表2-3-3 薬物乱用少年の推移（神奈川県）>

（単位：人）

| 区 分 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 毒物及び劇物取締法違反 | 10 | 13 | 12 | 8 | 4 |
| 覚せい剤取締法違反 | 22 | 16 | 16 | 21 | 12 |
| 大麻取締法違反 | 31 | 25 | 12 | 17 | 9 |
| 麻薬及び向精神薬取締法違反 | 6 | 0 | 3 | 4 | 1 |
| 合 計 | 69 | 54 | 43 | 50 | 26 |

出典：STOP!THE 少年非行 平成24年版（警察本部少年育成課）

<表2-3-4 平成24年中における薬物乱用少年の学校・職業別の状況（神奈川県）>

（単位：人）

| | 総数 | 生徒・学生 | | | | 有職少年 | 無職少年 |
|---------------|----|-------|-----|--------|----|------|------|
| | | 中学生 | 高校生 | その他の学生 | 小計 | | |
| 毒物及び劇物取締法違反 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 0 |
| 覚せい剤取締法違反 | 12 | 0 | 1 | 1 | 2 | 2 | 8 |
| 大麻取締法違反 | 9 | 0 | 3 | 0 | 3 | 2 | 4 |
| 麻薬及び向精神薬取締法違反 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 合 計 | 26 | 0 | 4 | 1 | 5 | 9 | 12 |

出典：少年非行の概要【平成24年中】（警察本部少年育成課）

(3) 不良行為少年の状況

平成24年中に不良行為少年として補導された少年は9万3,908人で、深夜はいかい、喫煙で補導された少年が96.6%を占めています。

学校・職業別では、高校生が4万8,620人で全体の51.8%、中学生が1万6,326人で全体の17.4%を占めています。

<表2-3-5 不良行為少年の推移（神奈川県）>

（単位：人）

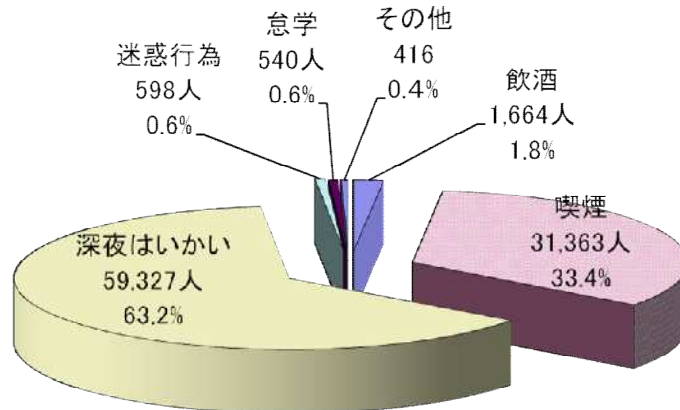
| 区 分 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 飲酒 | 2,154 | 2,301 | 2,182 | 2,461 | 1,664 |
| 喫煙 | 5,098 | 41,346 | 49,241 | 52,443 | 31,363 |
| 深夜はいかい | 97,578 | 84,544 | 84,339 | 88,911 | 59,327 |
| 迷惑行為 | - | 758 | 1,010 | 1,006 | 598 |
| 怠学 | 1,245 | 1,020 | 1,385 | 1,076 | 540 |
| その他 | 12,624 | 1,211 | 1,219 | 966 | 416 |
| 合計 | 164,529 | 131,180 | 139,376 | 146,863 | 93,908 |

（備考）1 その他の主な行為は、迷惑行為、暴走行為、粗暴行為等

2 平成21年1月1日から統計の基準を変更

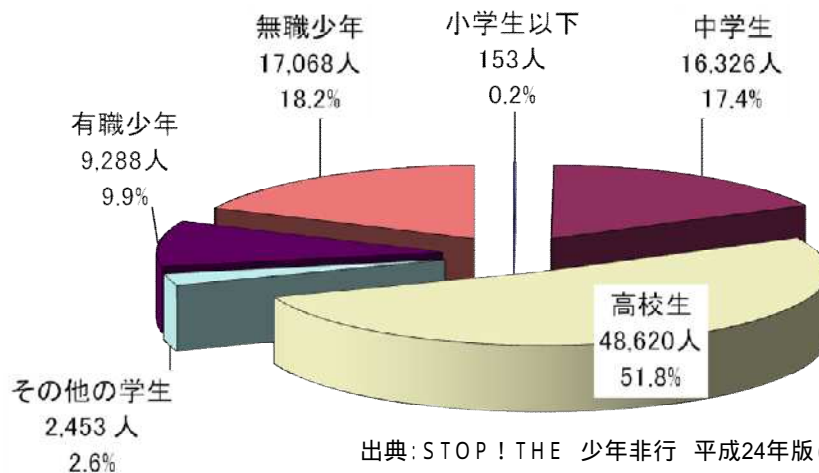
出典：STOP! THE 少年非行 平成24年版（警察本部少年育成課）

<図2-3-2 不良行為少年の行為別状況（神奈川県）>



出典：STOP! THE 少年非行 平成24年版（警察本部少年育成課）

<図2-3-3 不良行為少年の学校・職業別状況（神奈川県）>



出典：STOP! THE 少年非行 平成24年版（警察本部少年育成課）

(4) 福祉犯罪による被害の状況

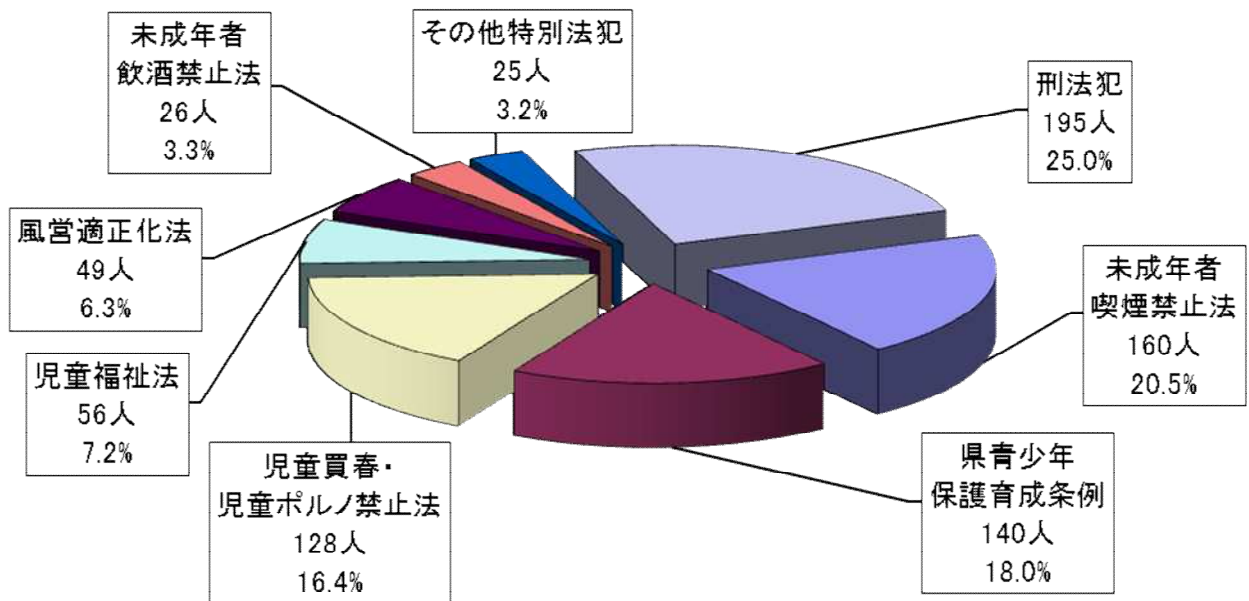
少年の福祉を害する犯罪（福祉犯罪）の被害に遭った少年は779人となっています。法令別では、刑法犯が195人（25.0%）（うち強制わいせつが157人）と最も多く、次いで未成年者喫煙禁止法違反が160人（20.5%）、県青少年保護育成条例違反140人（18.0%）となっています。

<表2-3-6 福祉犯罪（刑法犯を含む）の推移（神奈川県）>

| 区 分 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 |
|---------|-----|-------|-------|-------|-------|
| 検挙件数（件） | 860 | 1,088 | 1,135 | 1,139 | 1,055 |
| 検挙人員（人） | 900 | 1,028 | 1,047 | 1,028 | 941 |
| 被害少年（人） | 624 | 816 | 813 | 849 | 779 |

出典：STOP! THE 少年非行 平成24年版（警察本部少年育成課）

<図2-3-4 平成24年中における福祉犯罪による被害少年の法令別状況（神奈川県）>



出典：警察本部少年育成課資料

4 ひきこもりの状況

(1) ひきこもりの数

内閣府が平成22年2月に全国5,000人の若者（15歳以上39歳以下）を対象に実施した調査「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）報告書」（平成22年7月）によると、ひきこもり群（以下「ひきこもり」という。）は全国で約69万6,000人と推計され、その割合を基に推計した県内のひきこもりは、約5万3,000人になります。

<表2-4-1 ひきこもり群の推計数(全国)>

| | 有効回収率に占める割合(%) | 全国の推計数(万人) (注1) | |
|-------------------------------|----------------|-----------------|----------------------|
| ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する | 1.19 | 46.0 | } 準ひきこもり 46.0万人 |
| ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける | 0.40 | 15.3 | |
| 自室からは出るが、家からは出ない | 0.09 | 3.5 | } 狭義のひきこもり 23.6万人 |
| 自室からほとんど出ない | 0.12 | 4.7 | |
| 計 | 1.79 | 69.6 | 広義のひきこもり 69.6万人 |

ただし、ア)現在の状態となつて6ヶ月以上の者のみ
 イ)「現在の状態のきっかけ」で、「病気(病名:)」に統合失調症又は身体的な病気、又は「その他()」に自宅で仕事をしていると回答した者を除く
 ウ)「ふだん自宅にいるときによくしていること」で、「家事・育児をする」と回答した者を除く

(注1) 総務省「人口推計」(2009年)によると、15~39歳人口は3,880万人。よつて、有効回収率に占める割合(%)×3,880万人=全国の推計数(万人)

出典:「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)報告書」(内閣府)

(2) ひきこもりの若者が抱える不安要素

不安などの項目であてはまるものを聞いたところ、ひきこもり群(上記「ひきこもり状態」と同定義)の若者は一般群に比べ、不安なことをあげる者が多くなっています。

<図2-4-1 ひきこもりの若者が抱える不安要素(全国)>

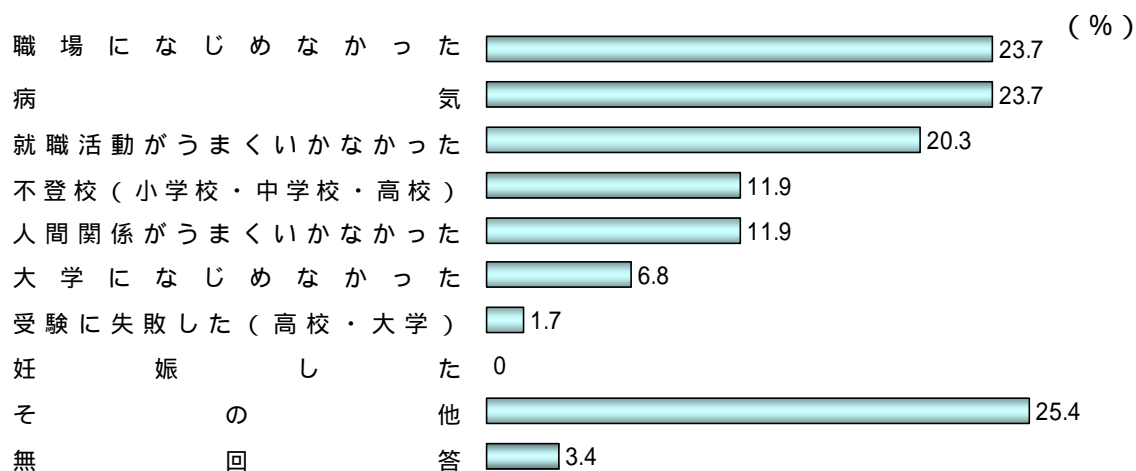


出典:「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)報告書」(内閣府)

(3) ひきこもりになったきっかけ

仕事や就職に関するきっかけによってひきこもった若者が多くなっています。

<図2-4-2 ひきこもりになったきっかけ(全国)>

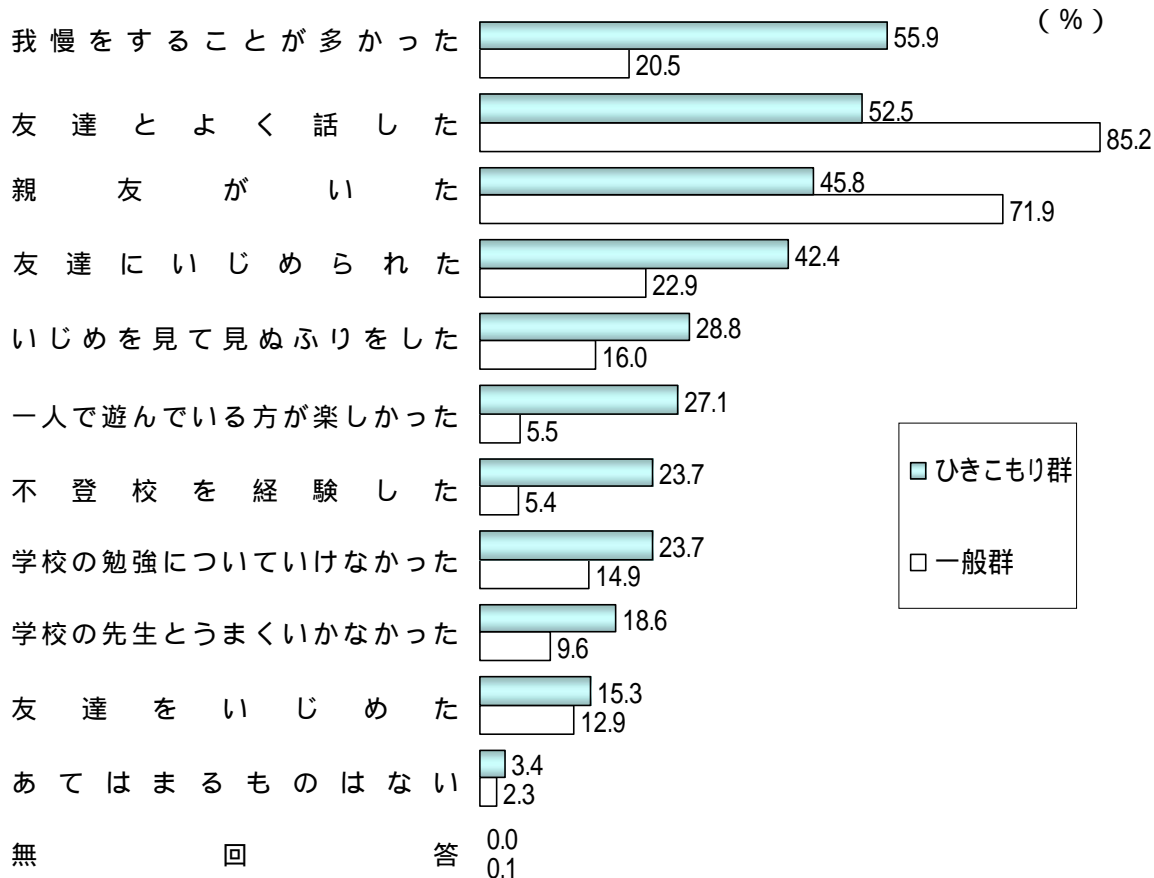


出典:「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)報告書」(内閣府)

(4) 小中学校時代の経験

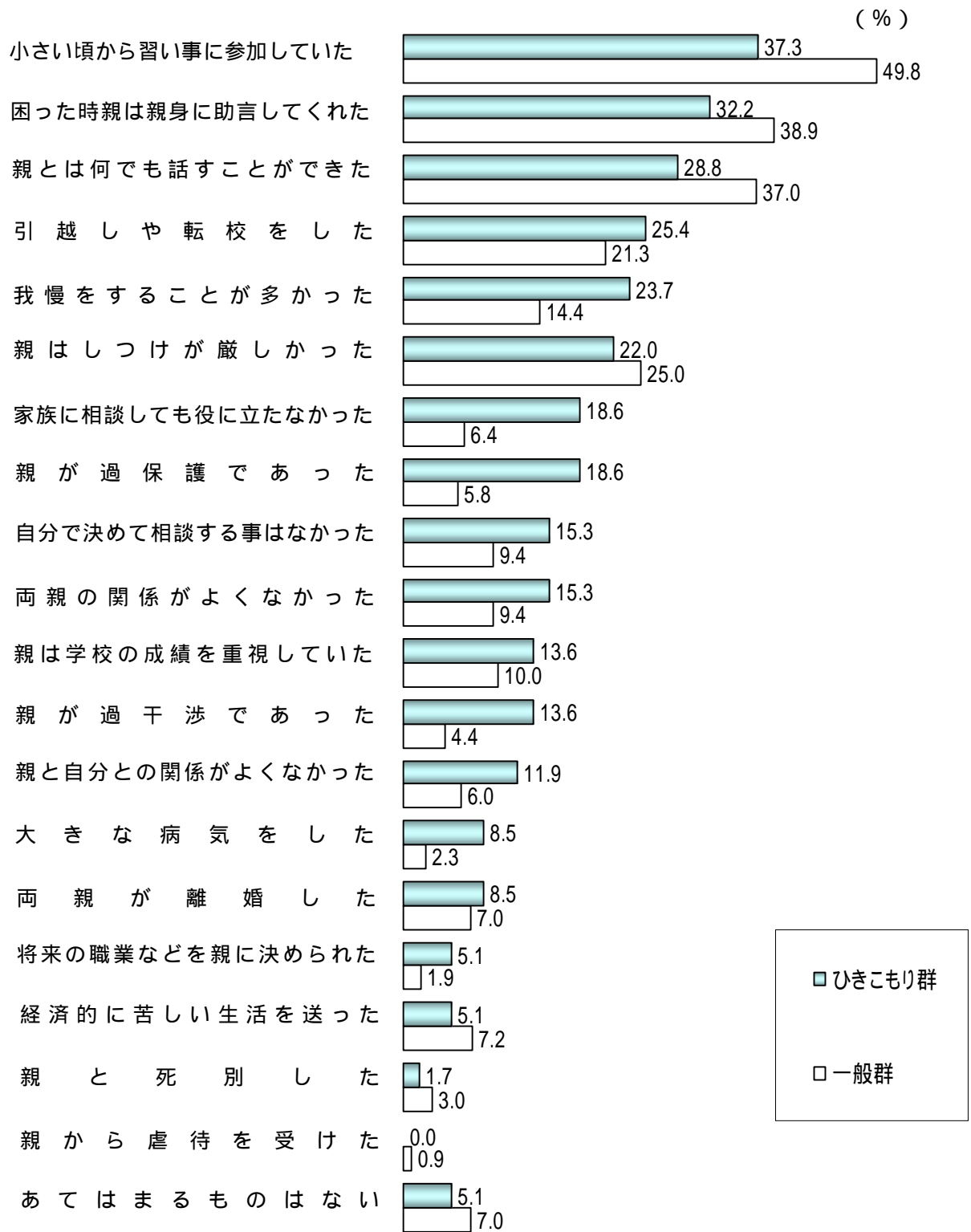
ひきこもりの若者は小中学校時代の学校や家庭で、必ずしもうまくいかなかった様子がうかがえます。

<図2-4-3 小中学校時代の学校での経験(全国)>



出典:「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)報告書」(内閣府)

< 図2-4-4 小中学校時代の家庭での経験（全国） >



出典：「若者の意識に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)報告書」(内閣府)

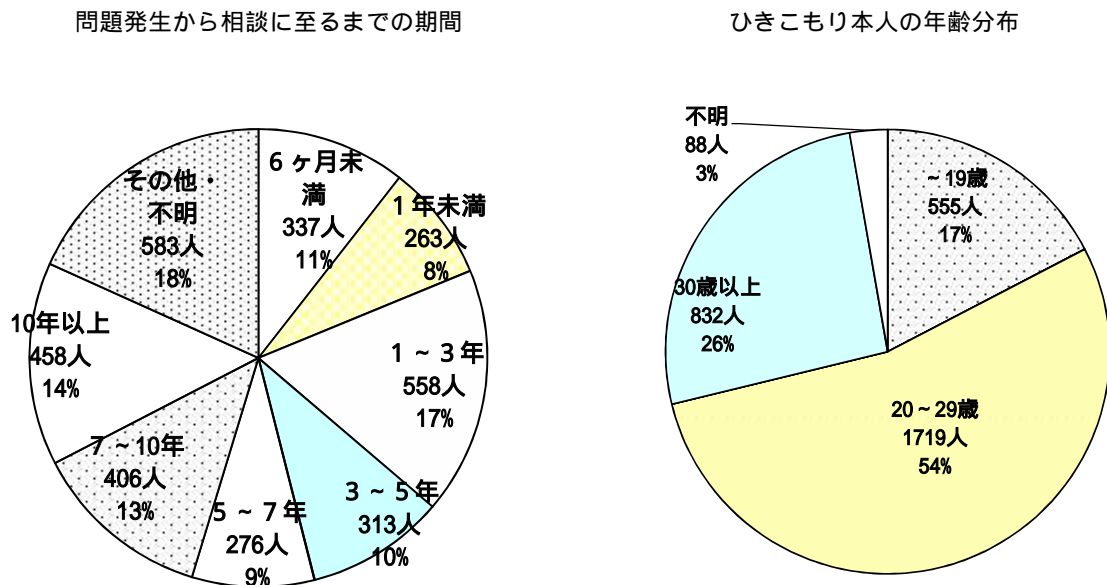
(5) 相談実績からみたひきこもりの状況

かながわ子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)の電話相談の統計(平成16~24年度)では、ひきこもりに関する相談は3,194件で、相談全体(18,735件)の17%を占めています。

その内訳を見ると、年齢構成では、20歳代が半数以上を占め、30歳以上の相談者の割合も26%となっています。

また、問題発生から相談に至るまでの経過年数は、1~3年が17%と多くなっていますが、5年、10年という年月を経て相談に至っている相談者も少なくありません。

<図2-4-5 相談実績(平成16~24年度)から見たひきこもりの状況>



出典: 県立青少年センター青少年サポート課資料

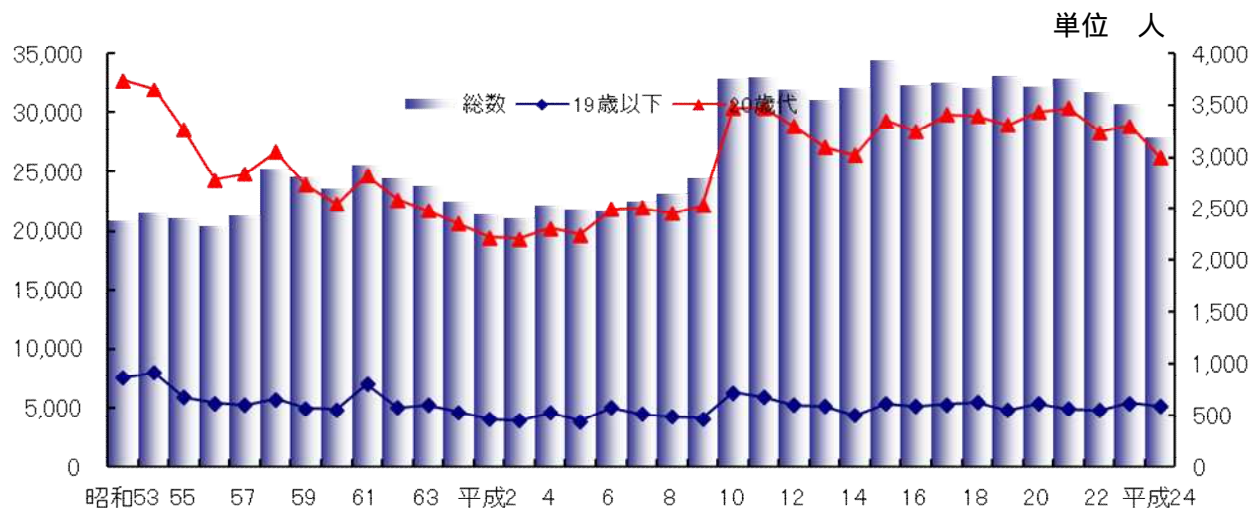
(注) この統計は、相談員の電話での聞き取りによるものであり、相談の主な内容が「ひきこもり」であるとしたものを、延べ人数で集計しています。

5 自殺

警察庁の調べによると、平成24年中における全国の自殺者数は2万7,858人(前年に比べ2,793人減少)となっています。19歳以下、20歳代の自殺者数は、それぞれ587人、3,000人で、その合計は全体の約12.9%を占めています。

平成24年中に警察で取り扱った県内の19歳以下、20歳代の自殺者数は36人で、前年に比べ4人(10.0%)減少しています。

< 図2-5-1 若者の自殺者数の推移（全国） >



出典：平成24年中における自殺の状況(警察庁)

< 表2-5-1 19歳以下の若者の自殺者数の推移（神奈川県） >

| | 単位 人 | | | | |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 |
| 自殺者数 | 43 | 30 | 41 | 40 | 36 |

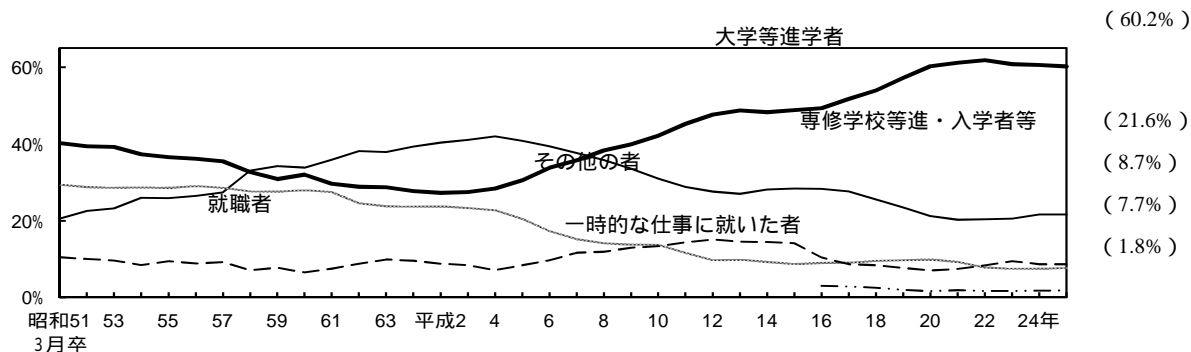
出典：少年非行の概要〔平成24年中〕(警察本部少年育成課)

第3 青少年の就労環境等

1 高等学校卒業者の進路

平成25年3月の高等学校（本科）卒業者6万4534人の進路別状況は、大学等進学者が3万8,874人（60.2%）、専修学校（専門課程）進学者・専修学校（一般課程）等入学者・公共職業能力開発施設等入学者が1万3,960人（21.6%）、就職者4,944人（7.7%）、一時的な仕事に就いた者1,170人（1.8%）、その他の者5,583人（8.7%）となっています。

< 図3-1-1 高等学校卒業者の進路状況の推移（神奈川県） >



（備考）本図中の専修学校等進・入学者等は、専修学校（専門課程）進学者、専修学校（一般課程）等入学者、公共職業能力開発施設等入学者を示す。

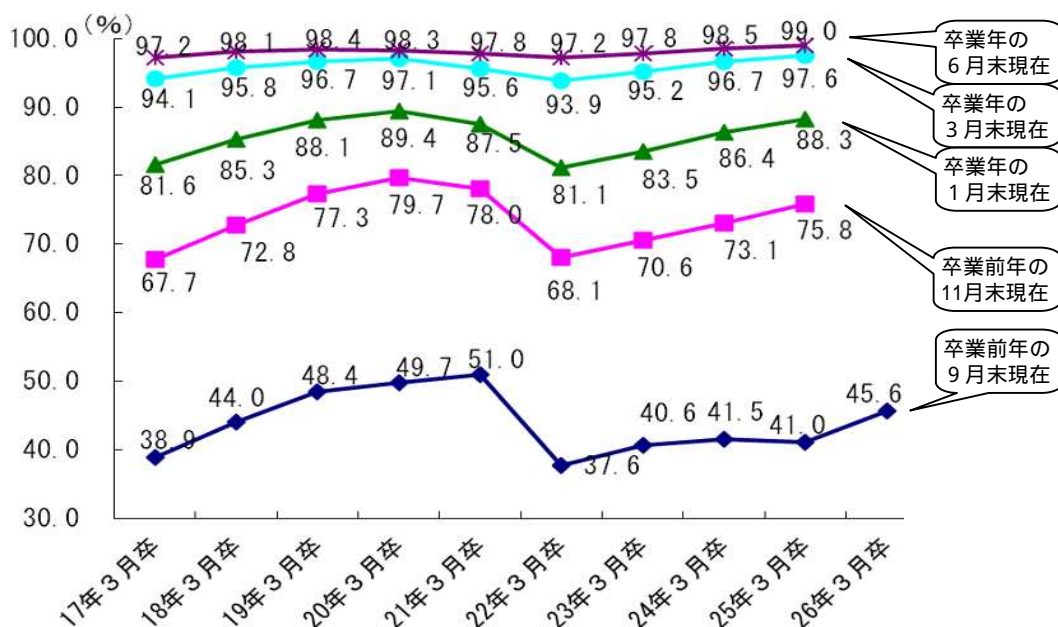
出典：平成25年度神奈川県学校基本調査結果報告(統計センター)

2 就職内定率

(1) 高校新卒者の就職内定状況

平成26年3月に高校を卒業する生徒について、厚生労働省が平成25年9月末現在の内定状況を取りまとめた結果、全国の高校生の就職内定率は、45.6%（前年同期比4.6ポイント増）と前年度より上昇しています。

< 図3-2-1 高校新卒者の就職内定率の推移（全国） >

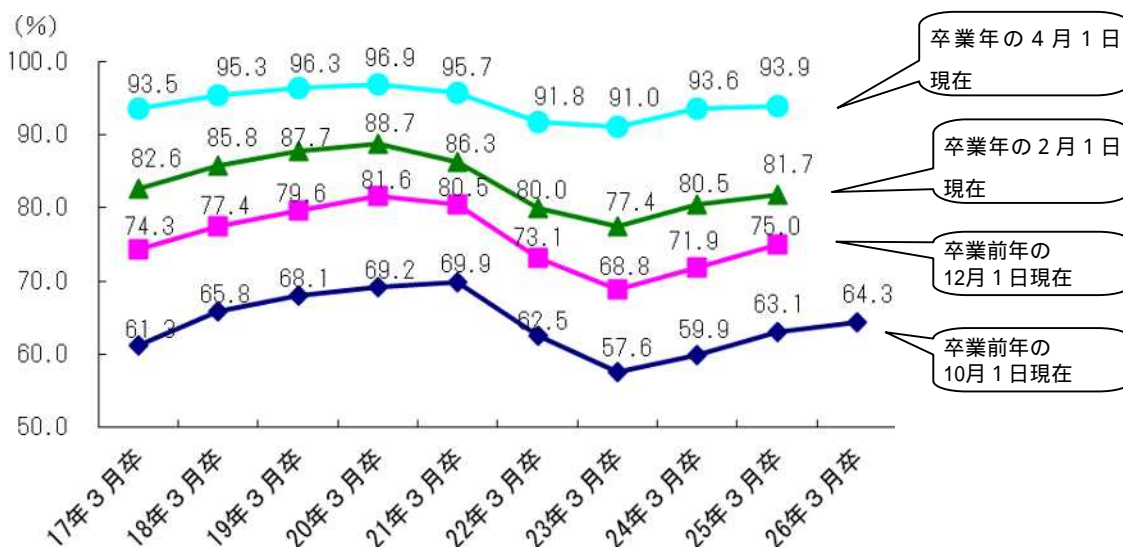


出典：平成25年度「高校・中学新卒者の求人・求職・内定状況」とりまとめ（厚生労働省）

(2) 大学卒業予定者の就職内定状況

平成26年3月に大学を卒業する全国の学生の就職状況などを厚生労働省と文部科学省が共同で調査した結果、平成25年10月1日現在、就職内定率は、64.3%（前年同期比1.2ポイント増）と前年度より上昇しています。

< 図3-2-2 大学卒業予定者の就職（内定）率の推移（全国） >

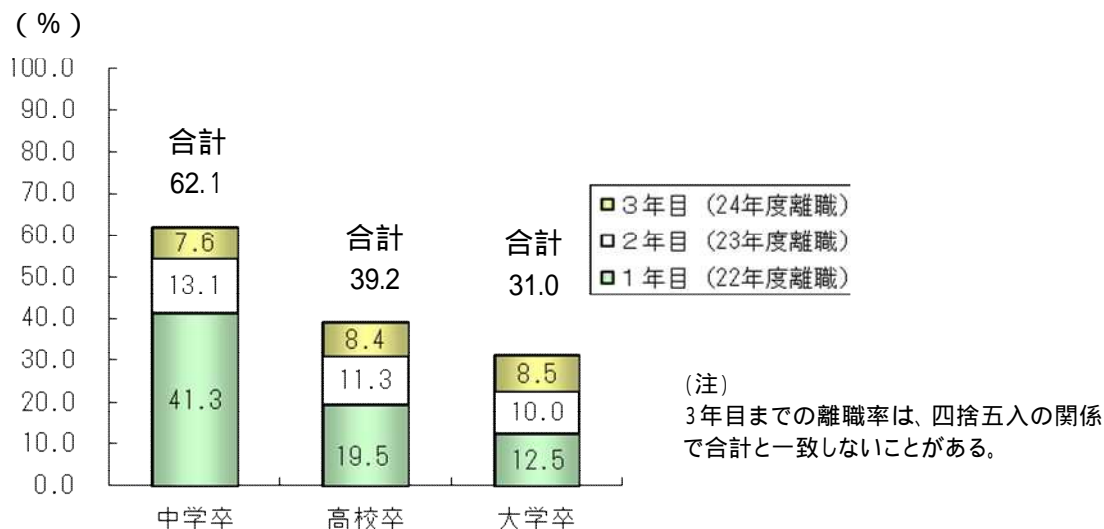


出典：平成25年度「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」（厚生労働省）

3 離職率

中学、高校、大学の卒業後3年以内に離職する割合は、中学卒が62.1%、高校卒が39.2%、大学卒が約31.0%となっています。

< 図3-3-1 平成22年3月卒業者の在職期間別離職率（全国） >



出典：職業安定業務統計(厚生労働省)

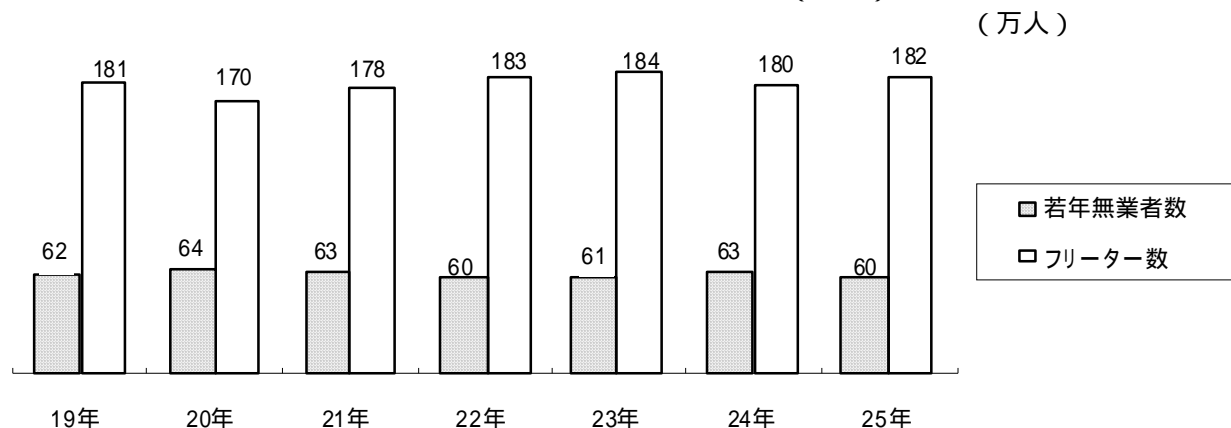
4 若年無業者

全国の若年無業者（ニート状態にある若者）の数は、平成25年は約60万人であり、若年人口2,684万人の約2.2%にあたります。年齢階級別にみると、30～34歳が18万人と最も多く、ついで25～29歳が17万人となっています。

(備考) ニート(NEET)とは

Not in Education, Employment or Training (就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者)の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では若年無業者のことをいっています。若年無業者とは、「15～34歳の非労働力人口のうち通学、家事を行っていない者をいいます。

< 図3-4-1 年齢階級別若年無業者の推移（全国） >



(注) 総数は、千人単位を四捨五入しているため、合計数とは必ずしも一致しない。

平成23年の[]の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。

出典：労働力調査(総務省統計局)

第4 情報化の急激な進展と青少年への影響

1 携帯電話及びパソコンの利用実態

(1) 携帯電話の所有率とインターネット利用率及び所有機種

平成24年11月、内閣府が全国の青少年3,000人及び保護者3,000人を対象に実態調査を行ったところ、次の結果が出ています。(以下、オまでは同調査結果による。)

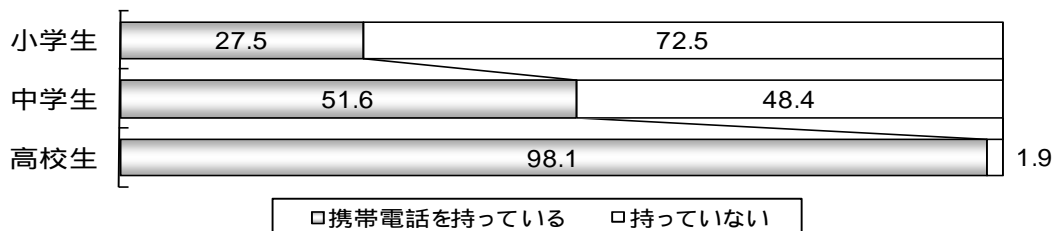
携帯電話(PHSを含む)の所有率は、小学生の27.5%、中学生の51.6%、高校生の98.1%となっています。

携帯電話を所有する青少年のインターネット利用率(メールの利用やサイトへのアクセス)をみると、小学生では40.8%、中学生では75.3%、高校生では95.4%となっています。

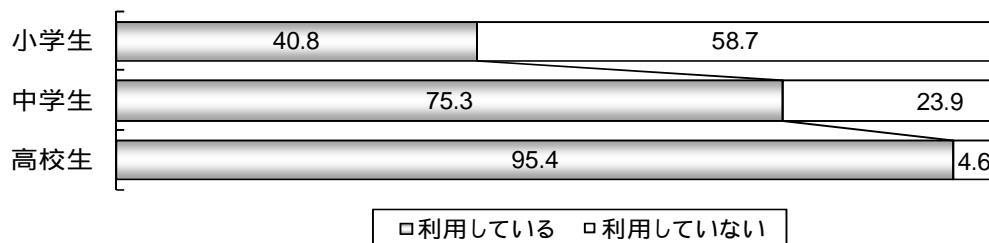
青少年が所有する携帯電話のうちスマートフォンの占める割合は、小学生では7.6%、中学生では25.3%、高校生では55.9%となっています。

<図4-1-1 携帯電話の所有率とインターネット利用率及び所有機種(全国)>

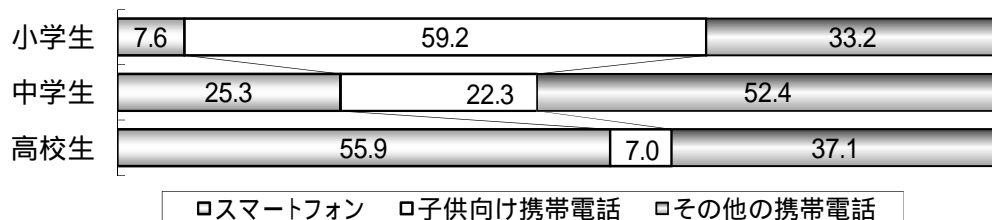
【携帯電話の所有率】 (%)



【インターネット利用率(メールを含む)】 (%)



【携帯電話の所有機種】 (%)



出典：平成24年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

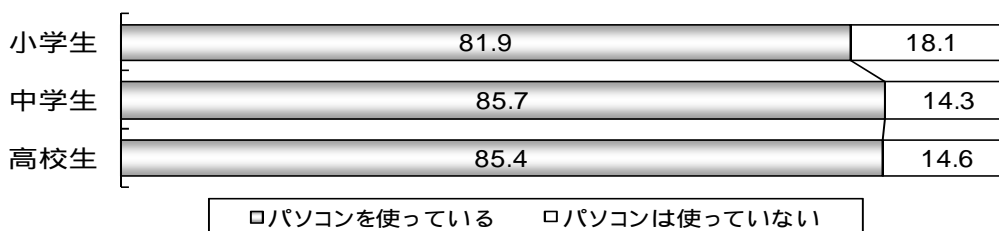
(2) パソコンの使用率とインターネットの利用率

パソコンの使用率について聞いたところ、小学生の81.9%、中学生の85.7%、高校生の85.4%がパソコンを使っていると回答しています。

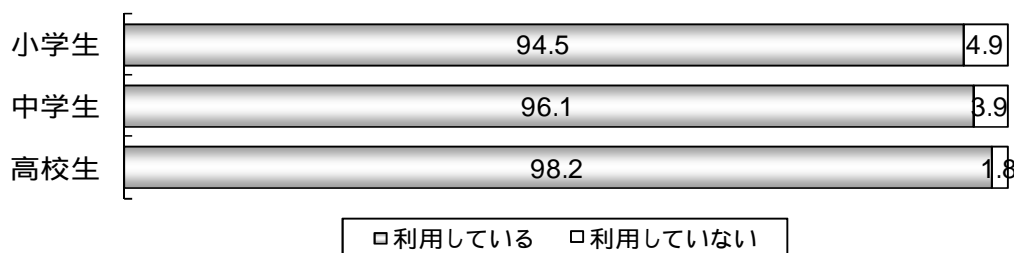
そのうち、パソコンでのインターネット利用率（メールの利用やインターネットへのアクセス）をみると、小学生では94.5%、中学生では96.1%、高校生では98.2%になっています。

<図4-1-2 パソコンの使用率とインターネット利用率（全国）>

【パソコンの使用率】 (%)



【インターネット利用率（メールを含む）】 (%)

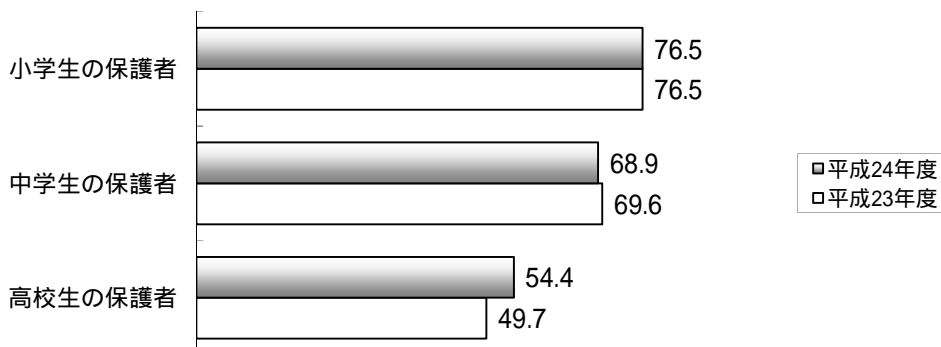


出典：平成24年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(3) 携帯電話のフィルタリング利用率

子どもが「携帯電話を持っている」と回答した保護者に、その携帯電話にフィルタリングを使っているかを聞いたところ、「使っている」、「インターネットが使えない機種・設定になっている」の両方を合わせた『制限あり』の回答の割合は、学校種が下がるほど高くなり、高校生では54.4%ですが、中学生は68.9%、小学生は76.5%となっています。

<図4-1-3 携帯電話のフィルタリング利用率（全国）> (%)

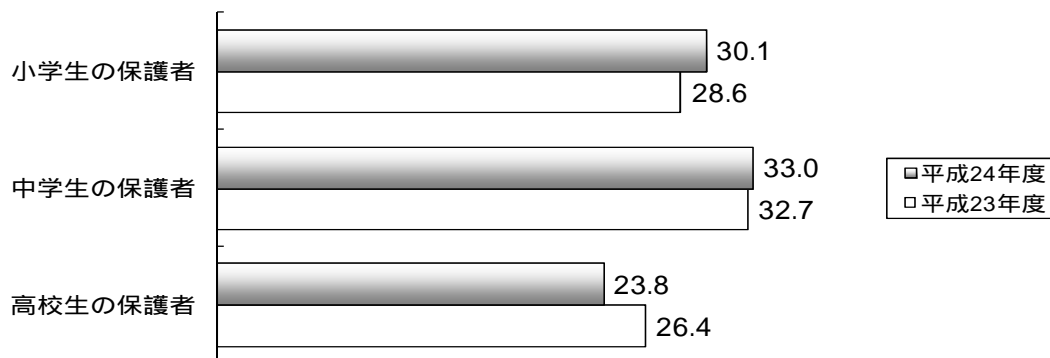


出典：平成24年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）

(4) パソコンのフィルタリング利用率

子どもが自宅でパソコンを使っていると回答した保護者に、そのパソコンにフィルタリングを使っているかを聞いたところ、「使っている」、「インターネットが使えない機種・設定になっている」の両者を合わせた『制限あり』の回答割合は、小学生で30.1%、中学生で33.0%、高校生で23.8%となっています。

<図4-1-4 パソコンのフィルタリング利用率(全国)> (%)

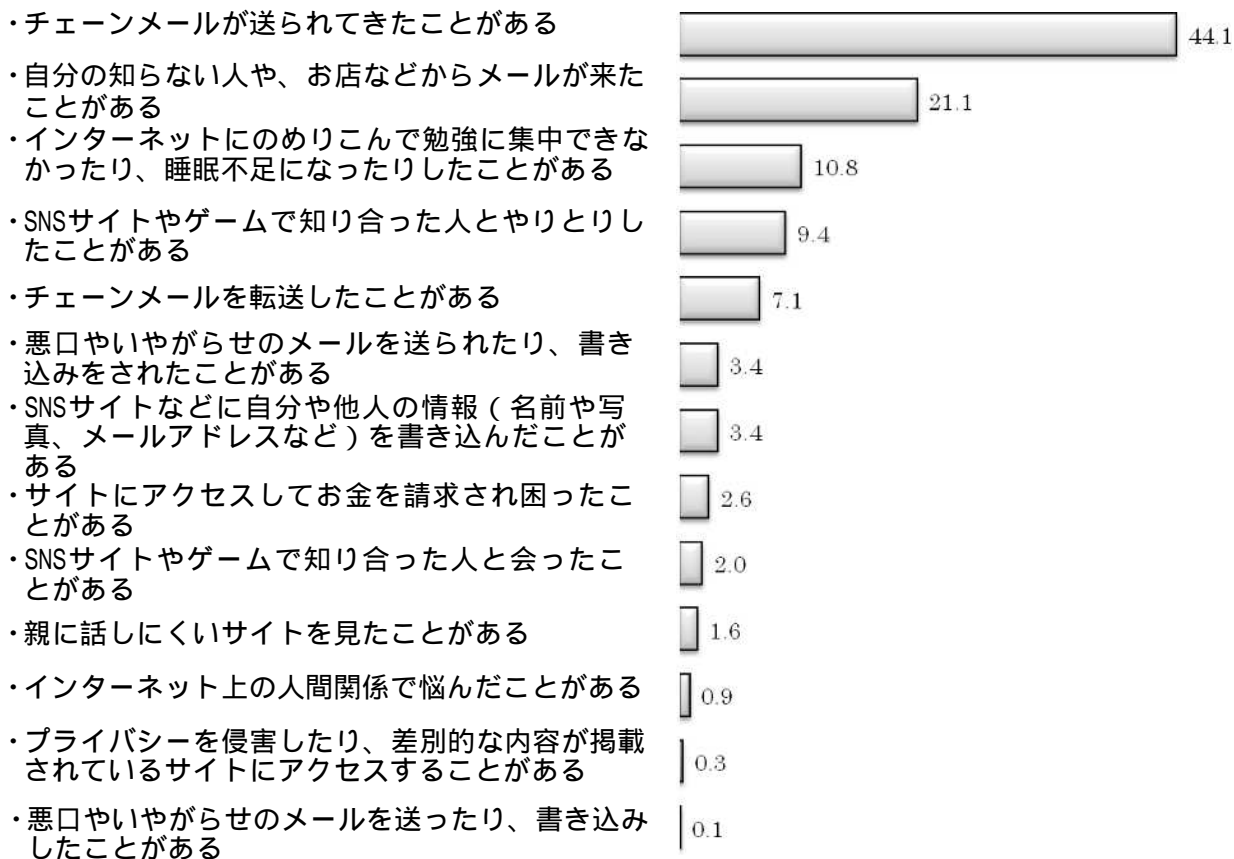


出典：平成24年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

(5) インターネット上のトラブル等の経験

携帯電話でインターネットを使っていると回答した青少年に、インターネット上のトラブルや問題行動等の経験を聞いたところ、メールに関する経験が多くなっています。

<図4-1-5 インターネット上のトラブルや問題行動等の経験(全国)> (%)

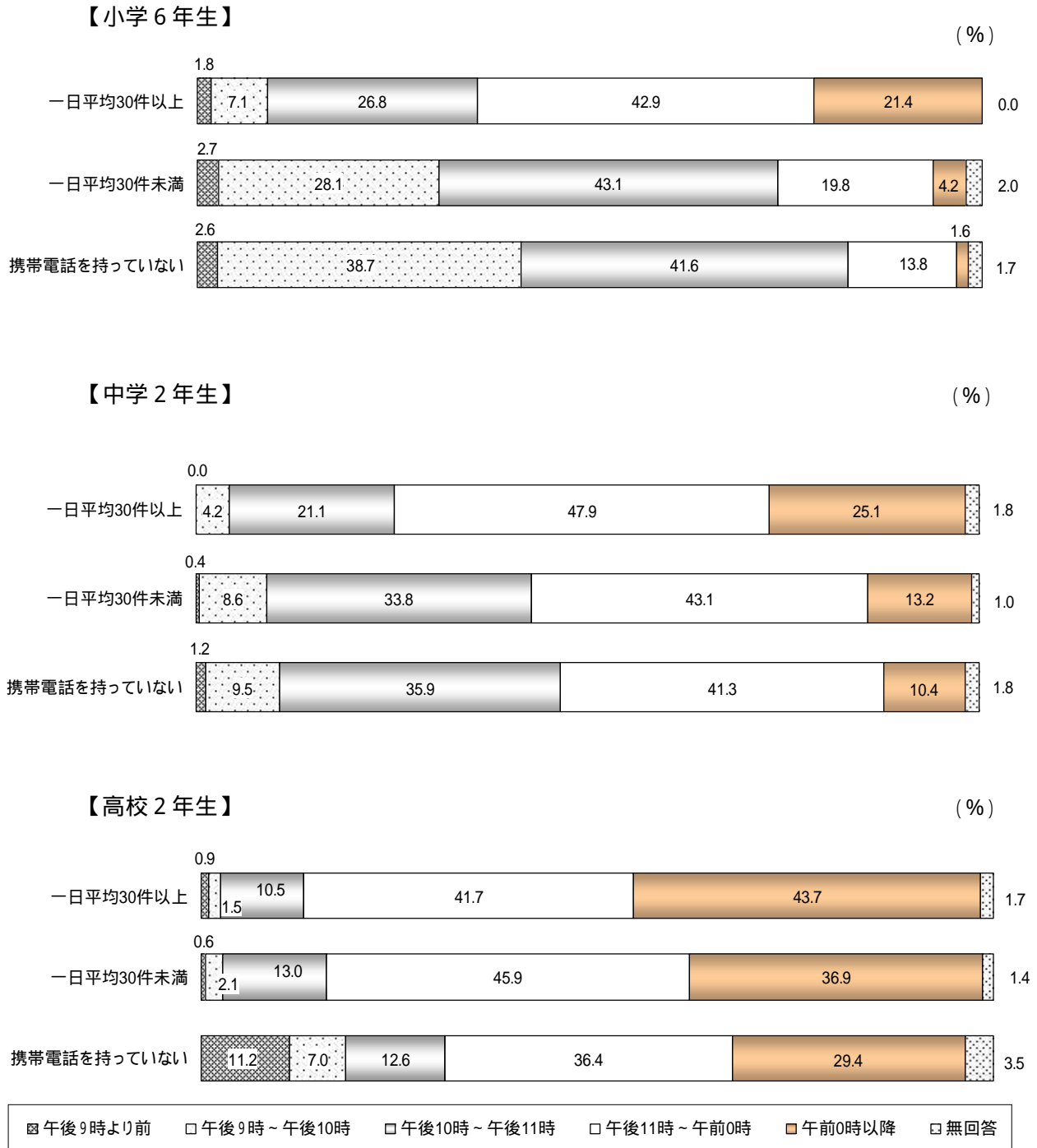


出典：平成24年度「青少年のインターネット利用環境実態調査」(内閣府)

(6) 生活面への影響

文部科学省が全国の小・中・高校生と保護者を対象に行った調査では、携帯電話による1日平均のメール送受信件数等と、普段の就寝時間との関係について、午後11時までに就寝する割合は、1日30件以上メールを送受信する子どもでは小学6年生で35.7%、中学2年生で25.3%、1日30件未満では小学6年生で73.9%、中学2年生で42.8%、携帯電話を持っていない子どもでは小学6年生で82.9%、中学2年生で46.6%で、携帯電話をよく使う子どもに生活面への影響が見られます。

< 図4-1-6 携帯電話でのメール送受信件数と就寝時間（全国） >

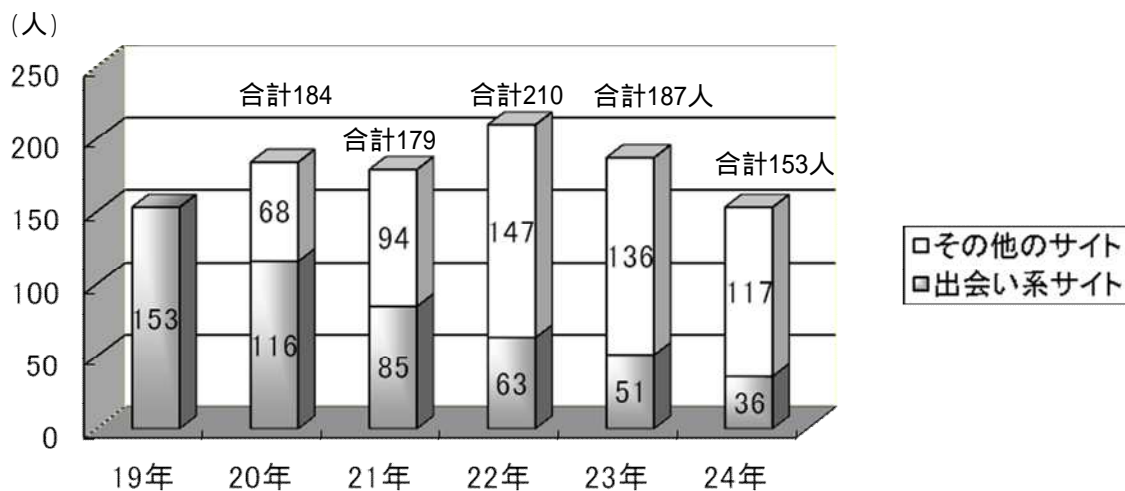


出典：子どもの携帯電話等の利用に関する調査結果（平成21年5月、文部科学省）

2 出会い系サイト等を巡る事件の被害状況

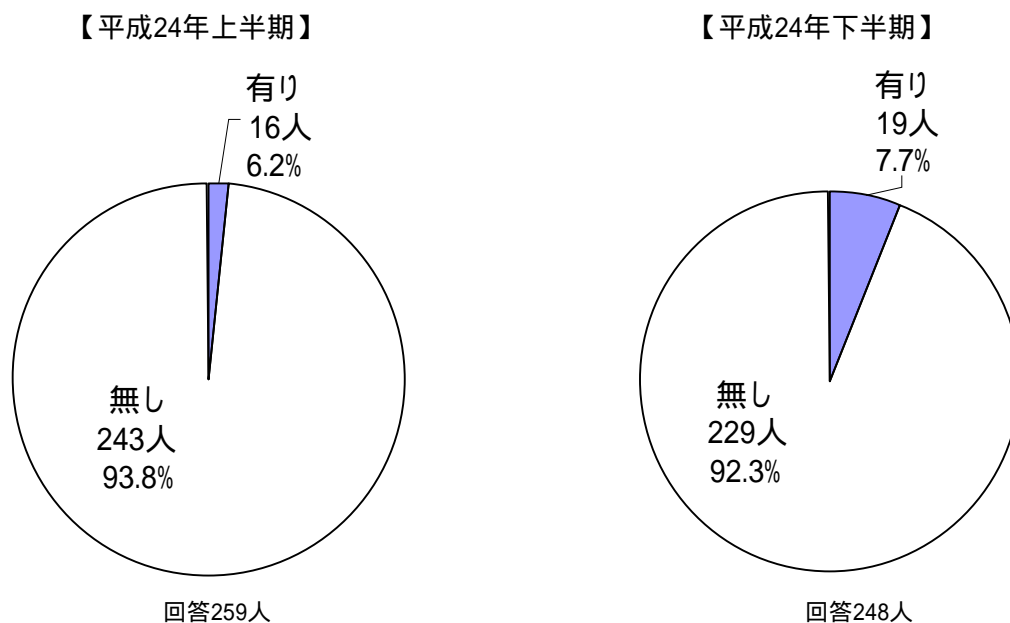
平成15年に出会い系サイト規制法が制定されたことにより、出会い系サイトを利用した犯罪被害（児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反等）は減少傾向にありますが、出会い系サイト等を利用した児童のうち、プロフィールサイト（自己紹介サイト）やゲームサイト等のコミュニティサイトの利用から被害にあった児童の占める割合は増加傾向にあります。警察庁が、平成24年中に全国の警察で検挙したコミュニティサイトに起因する福祉犯等の被害児童を対象に調査したところ、被害児童がフィルタリングを設定していなかったケースが9割以上という結果が出ています。

< 図4-2-1 出会い系サイト等を利用した事件の被害児童の推移（神奈川県） >



出典：STOP! THE 少年非行 平成24年版(警察本部少年育成課)

< 図4-2-2 コミュニティサイトに起因する事犯における被害児童のフィルタリングの加入状況（全国） >



出典：コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について【平成24年上半期・下半期】(警察庁)

第5 青少年と地域社会

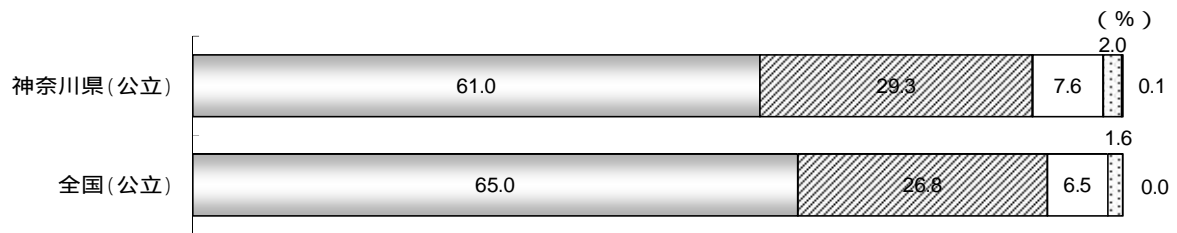
1 青少年と地域との関わり

(1) あいさつ

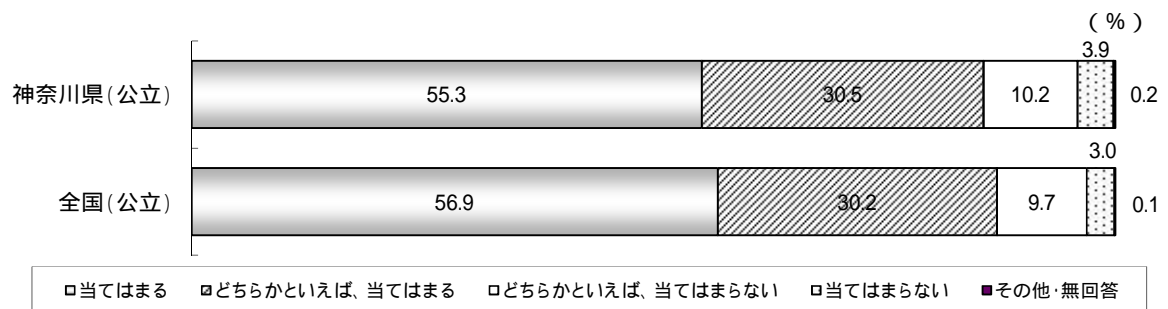
公立の小学生・中学生を対象に、「近所の人に出会ったときは、あいさつをしていますか」とたずねた調査では、県内の小学生の約90.3%、中学生の約85.8%が「当てはまる・どちらかといえば当てはまる」と回答しています。

<図5-1-1 近所の人に出会ったときは、あいさつをしていますか（神奈川県・全国）>

【小学生】



【中学生】



出典：平成25年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

(2) 地域行事への参加

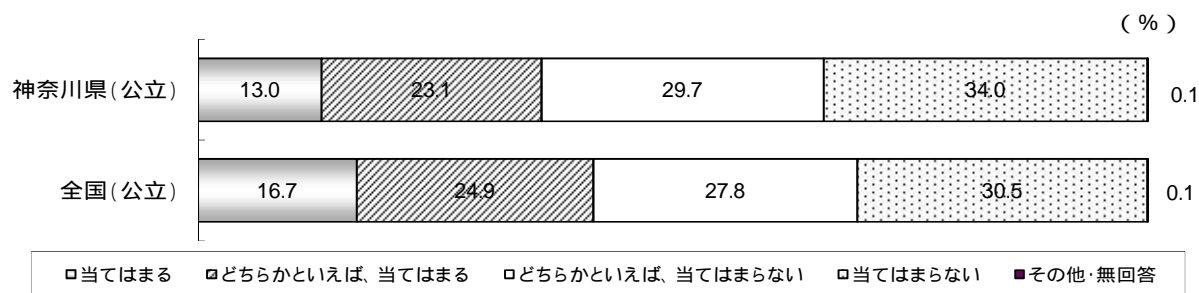
公立の小学生・中学生を対象に、「今住んでいる地域の行事に参加していますか」とたずねた調査では、県内の小学生の約56.6%、中学生の約36.1%が「当てはまる・どちらかといえば当てはまる」と回答しています。

<図5-1-2 今住んでいる地域の行事に参加していますか（神奈川県・全国）>

【小学生】



【中学生】



出典：平成25年度全国学力・学習状況調査(文部科学省)

2 保護者の意識

平成23年11月から12月にかけて、全国の小学5年生の保護者2,400人、中学2年生の保護者2,400人を対象に行った保護者の意識調査では、家庭でのしつけ・教育及びコミュニケーションに関する質問に対し、保護者は次の通り回答しています。

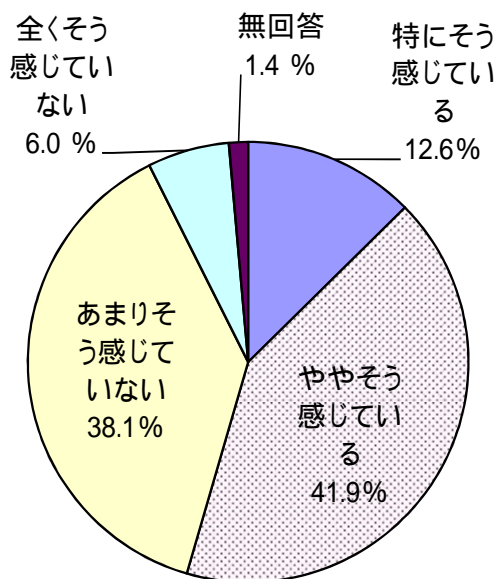
(1) 家庭でのしつけ・教育

ア 「家庭で子どもに十分しつけをしない保護者が増えている」という声について

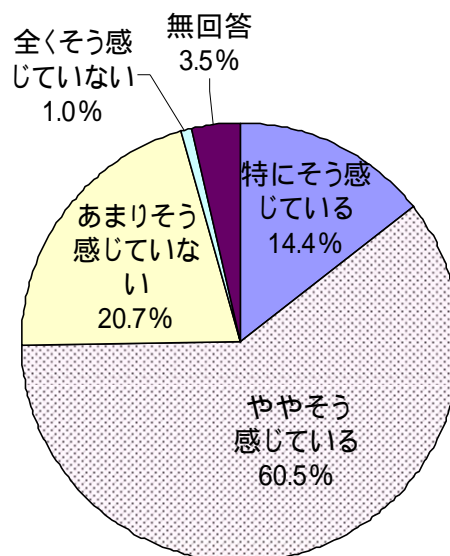
平成23年度は「ややそう感じている」の回答が41.9%と最も高く、前年度から18.6ポイント減っています。「特にそう感じている」の回答は12.6%で、前年度から1.8ポイント減少しています。

<図5-2-1 「家庭で子どもに十分しつけをしない保護者が増えている」との声を聞くことがありますか、あなたはどのように感じていますか(全国)>

【平成23年調査結果】



【平成22年調査結果】



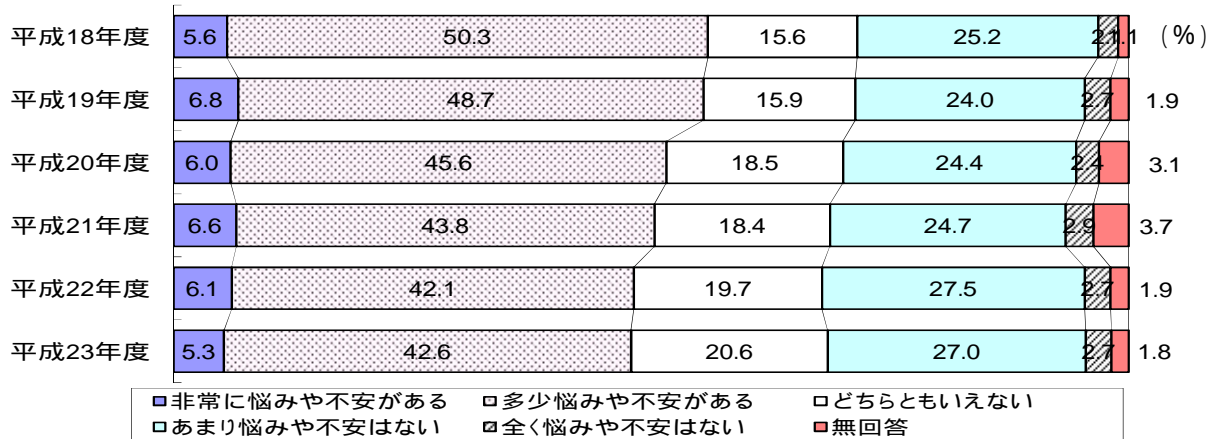
出典：平成23年度学校教育改革についての意識調査[教育に関する保護者の意識調査報告書]

(社団法人日本PTA全国協議会)

イ 家庭での教育（しつけ）についての悩みや不安の有無

平成23年度は、「多少悩みや不安がある」の回答が42.6%で最も高く、経年比較では、「非常に悩みや不安がある」は横ばいながら、「多少悩みや不安がある」が年とともに減少しています。「あまり悩みや不安はない」の回答は、平成23年度は27%で、前年度より0.5ポイント減少しています。

< 図5-2-2 あなたは、家庭での教育（しつけ等）についてどの程度悩みや不安がありますか(全国) >

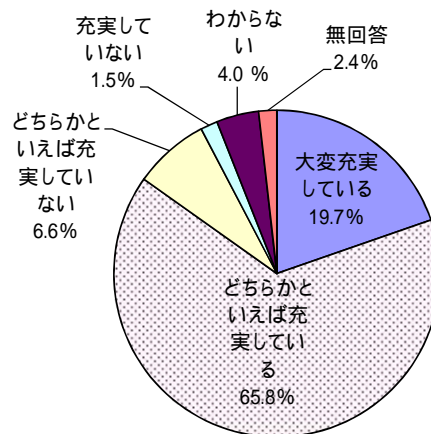


出典：平成23年度学校教育改革についての意識調査[教育に関する保護者の意識調査報告書]
(社団法人日本PTA全国協議会)

(2) 家庭でのコミュニケーション

平成23年度は、「大変充実している」と「どちらかといえば充実している」を合すると84.9%になっています。

< 図5-2-3 あなたの家庭では保護者と子どもとのコミュニケーションは充実していると思いますか (全国) >



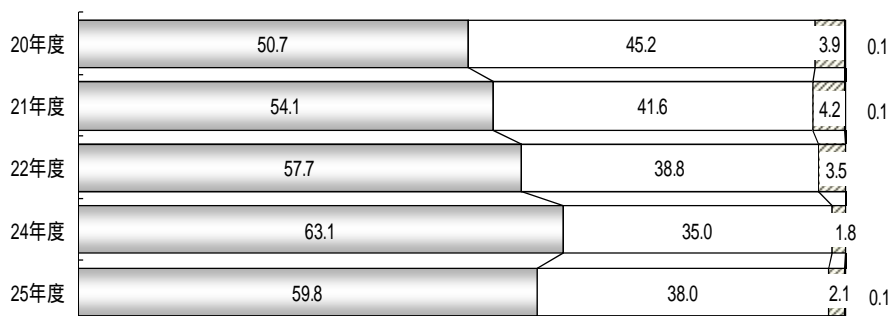
出典：平成23年度学校教育改革についての意識調査[教育に関する保護者の意識調査報告書]
(社団法人日本PTA全国協議会)

3 地域と学校との関わり

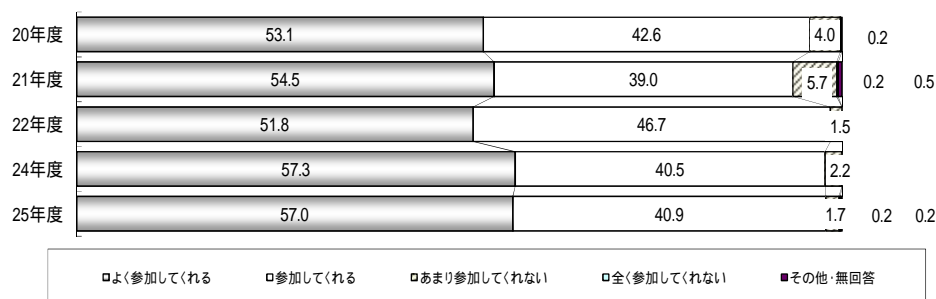
平成25年度の調査では、PTAや地域の人が学校の諸活動にボランティアとしてよく参加してくれる学校の割合は、小学校では59.8%で前回は3.3ポイント下回り、中学校では57.0%で前回より0.3ポイント下回りました。

< 図5-3-1 P T Aや地域の方が学校の諸活動にボランティアとして参加してくれますか（神奈川県） >

【小学校】 (%)



【中学校】 (%)



出典：平成25年度全国学力・学習状況調査（文部科学省）
23年度は調査せず。

4 大人の意識

平成25年8～9月、県が行った県民ニーズ調査では、「青少年をめぐる昨今の問題は、親や地域住民など大人の責任が大きいと思う」と回答した人が75.9%を占めています。一方で、神奈川県の将来像についての質問では、「今後10年くらいの間、地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている」と答えた人は12.3%、「子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めている」と答えた人は16.5%でした。

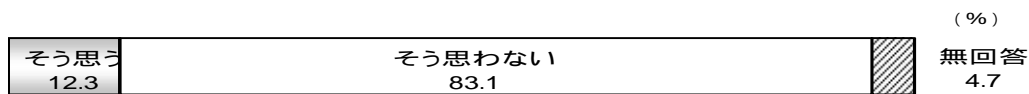
< 図5-4-1 青少年をめぐる昨今の問題は親や地域住民など大人の責任が大きいと思いますか（神奈川県） >



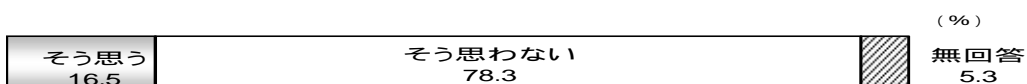
出典：平成25年神奈川県「県民ニーズ調査」(広報県民課)

< 図5-4-2 今後10年くらいの間に、神奈川県はどうなっていくと思いますか（神奈川県） >

地域の大人が、青少年の健やかな成長に責任を持つようになっている



子どもたちの教育に誰もが関心を持ち、学校・家庭・地域などが連携し県民全体で進めるようになっている



出典：平成25年神奈川県「県民ニーズ調査」(広報県民課)

5 青少年団体

(1) 子ども会

神奈川県内の子ども会の数は、2,541団体で、13万6,818人が会員として活動していますが、少子化とあいまって、団体数、会員数ともに減少傾向にあります。

< 表5-5-1 子ども会の団体、指導者、会員数の推移（神奈川県） >

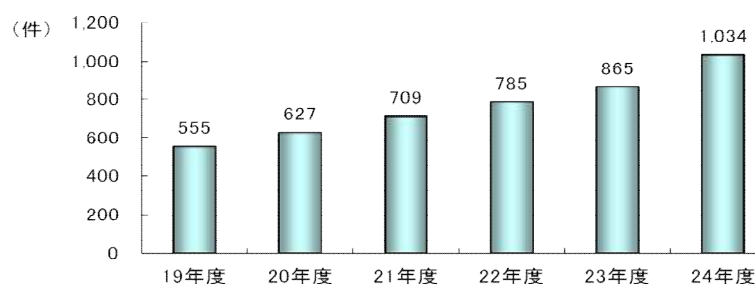
| | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 団体数（団体） | 3,064 | 3,042 | 2,948 | 2,802 | 2,545 | 2,541 |
| 指導者数（人） | 45,529 | 47,444 | 43,836 | 42,310 | 41,918 | 37,281 |
| 会員数（人） | 185,681 | 183,780 | 166,283 | 157,863 | 141,320 | 136,818 |

出典：平成25年度青少年関係団体の会員数等の調査(青少年センター)

(2) 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人数

非行防止活動やいじめ相談、児童虐待防止、児童相談、放課後活動の実施、学童保育事業など、子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人の数は、年々増加しています。

< 図5-5-1 子どもの健全育成の分野で活動するNPO法人の数の推移（神奈川県） >



(備考)平成23年度以前：神奈川県内にのみ事務所を持つ法人、平成24年度：神奈川県内に主たる事務所を持つ法人

出典：NPO協働推進課資料

第2章 青少年施策の展開

第1 子ども・若者育成支援推進法に基づく施策の展開

平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」は、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備と併せて、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備を大きな柱とし、都道府県及び市町村に対し、子ども・若者計画等の作成、子ども・若者総合相談センター並びに子ども・若者支援地域協議会の設置の3つの努力義務について定めています。また、同年7月に作成された同法に基づく大綱「子ども・若者ビジョン」においては、すべての子ども・若者の健やかな成長の支援、困難を有する子ども・若者やその家族の支援、そして社会全体で支えるための環境整備という3つの施策を基本方向に掲げるなど青少年施策に対する国の新たな基本方針が示されたところです。

県では、平成22年12月に「かながわ青少年育成・支援指針」を改定して、子ども・若者育成支援推進法に基づく、子ども・若者計画に位置づけ、平成24年3月に「かながわブランドデザイン」を策定して、青少年施策を展開しています。

平成24年4月に、同法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター」を設置し、一次相談窓口機能を強化しました。

また、同法には「子ども・若者支援地域協議会」の設置が定められていることから、平成25年5月に「神奈川県子ども・若者支援連携会議」を設置し、相談支援を必要とする子ども・若者や家族に対して、効果的な相談支援が行えるよう、国県市町村の相談・支援機関や民間団体との連携を更に促進し、切れ目のない総合的な支援を目指しています。

第2 青少年施策の基本方向

「かながわ青少年育成・支援指針」において定めた次の3つの基本目標の達成に向け、青少年を取り巻く社会環境の変化や青少年の状況等を踏まえながら、総合的に施策を展開しています。

< 施策の基本目標と方向 >

基本目標1 青少年の成長の基盤づくりと社会参画の推進

青少年が成長するための基盤となる基本的な生活習慣や、基礎的な体力・学力及び社会の変化の中で健全に成長する力を身に付け、豊かな人間性と社会性をはぐくみ、かつ、社会の一員として、自立心を高めながら、創造性とエネルギーを地域社会で生かすことができるように支援する。

(施策の方向)

健康な心と体、確かな学力の育成
豊かな人間性と社会性をはぐくむ体験学習や社会参画の推進
社会の変化に対応し健全に成長する力の育成

基本目標2 青少年の自立を支援する環境づくり

ひきこもり、いじめ、不登校、非行、暴力行為等の課題に対応する多様な機関の連携による総合的相談・支援体制を整備するとともに、豊かな資質と可能性を秘めた青少年の社会的・経済的自立を支援する環境を整える。

(施策の方向)

多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の整備
ひきこもり等困難を抱える青少年の支援
非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進

不登校・いじめ・暴力行為など学校が抱える課題への対応の充実
社会的・経済的な自立の促進

基本目標3 青少年の健やかな成長を支える地域社会づくり

青少年の成長と自立を支援するという自覚と責任を持って行動するよう、大人自身の意識改革を進めるとともに、急激に進展する情報化社会への対応や、青少年の福祉を害する犯罪被害等の防止対策を進め、民間事業者を含む社会全体で、青少年が心豊かに成長できる環境とコミュニティづくりに取り組む。

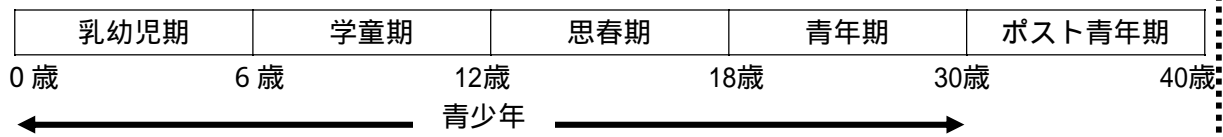
(施策の方向)

社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進
急激に進展する情報化社会への対応
被害防止・保護活動の推進
青少年の成長を支える豊かなコミュニティづくり



「かながわ青少年育成・支援指針」の対象について

指針の対象は、全体としては乳幼児期から青年期まで（0歳から30歳未満）を青少年として広くとらえていますが、この施策においては、それぞれ対象となる範囲は異なります。また、ひきこもり等青少年への支援など施策によっては、40歳未満のポスト青年期も対象としています。



指針における用語の使い方について

青少年のとらえ方は、各種法令や条例、学術的見解によって様々であり、年齢によって明確に区分はできませんが、指針全体としては「青少年」の用語を使い、それぞれの施策では、その対象とする年齢に応じて次の区分により用いています。

「青少年」：0歳から概ね30歳

（ただし、「施策の方向9」・「施策の方向10」のうち、青少年保護育成条例に基づく施策の展開においては18歳未満の者を指し、「施策の方向9」のうち、青少年喫煙飲酒防止条例に基づく施策の展開においては20歳未満の者を指します。）

「子ども」：乳幼児期、学童期及び思春期の者

「若者」：思春期、青年期の者。施策によっては、ポスト青年期の者も含む

「少年」：20歳未満

「児童・生徒」：児童は小学生、生徒は中・高校生

「学童期」：小学生

「思春期」：中学生から概ね18歳

「青年期」：概ね18歳から30歳

「ポスト青年期」：青年期を過ぎ40歳未満の者

第3 平成25年度における青少年施策の主な取組み

(二重枠囲い) : 基本目標

1 青少年の成長の基盤づくりと社会参画の推進

(枠囲い) : 施策の方向

(1) 健康な心と体、確かな学力の育成

ア 学校における食育の推進（教育局）

児童・生徒に対し食に関する知識の取得や正しい食事のあり方、望ましい生活習慣の形成を図り、生涯にわたって健康な生活を送る基礎を培うことを目標に、家庭・地域と連携し、学校の教育活動全体で食育の推進に取り組んでいます。

食育関連情報 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480281/>

学校における食育の推進 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480431/>

イ かながわ学びづくり推進事業（教育局）

児童・生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を習得させ、思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、学びの質を向上させるために校内研究の推進とその支援に取り組んでいます。

ウ いのちの大切さを学ぶ教室の開催（警察本部）

警察として事件や事故を取り扱った経験等を交え、事件や事故で突然子供を失った遺族の気持ちを伝えたり、遺族手記を読むなどして、生徒が、いのちの大切さについて改めて考えることで、「自分を大切にする心」や「他人を思いやる気持ち」を醸成することを目的に、非行防止教室等の中で、適時、命の大切さに触れた指導を行っています。

エ 体力づくり推進事業（教育局）

児童生徒の健康や体力の向上を図るため、体力・運動能力や生活実態を把握するための基礎調査を実施し、その結果に基づき、より効果的な健康・体力づくりの推進に取り組んでいます。

神奈川県児童生徒体力・運動能力調査報告書

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5181/>



(2) 豊かな人間性と社会性をはぐくむ体験学習や社会参画の推進

ア 子どもの社会参画の推進（県民局）



県、NPO、企業が協働して、まちづくりに積極的に関わろうとする県内各地の小学校高学年から高校生までの子どもを特命子ども地域アクターとして養成し、まちの活性化などの取組が行われている現場へ派遣しています。地域のにぎわいづくりなどの企画・運営に、子どもが意見を発言し、大人と一緒に取り組む機会を増やし、子どもの社会性を育むことを目的としています。

神奈川県特命子ども地域アクタープロジェクト

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360604/>

イ シチズンシップ教育（教育局）

平成23年度からすべての県立高等学校及び中等教育学校において、キャリア教育の一環として、これからの社会を担う自立した社会人を育成することを目的に、積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践的な教育であるシチズンシップ教育を推進しています。

ウ 子どもの遊び・スポーツ活動推進事業（教育局）

子ども達に様々な外遊びやレクリエーション型スポーツ、県内の遊び場を紹介することにより、外で遊ぶことの楽しさや大切さなどを伝え、子ども達の体力、運動能力の向上に資することを目的として実施しています。

みんな元気に外で遊ぼう! ~子どもの外遊びの推進~

みんな元気に外で遊ぼう 子どもの外遊びの推進

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6074/>



エ かながわスポーツクリニック事業（教育局）



ゴールデンエイジ（概ね9歳～12歳）の年齢層を含むジュニアを対象に、スポーツに対する興味や関心を高め、心身の健全な発達や成長を促すことなどを目的として、元日本代表選手や元プロスポーツ選手などのトップアスリートと連携し、スポーツ教室や強化練習会等を行っています。

オ 青少年科学活動推進事業（県民局）

青少年の科学体験活動を促進するため、子どもサイエンスフェスティバルや科学体験教室、科学作文コンクール等の開催、地域における科学指導者や教員及び教員志望学生を対象とした科学技術系の人材育成、インターネット科学館による科学情報の発信を行っています。



インターネット科学館

<http://kanagawa-yc.jp/>

カ 青少年舞台芸術活動の推進（県民局）

青少年の舞台芸術活動と県民の芸術文化の振興を図るため、県立文化施設等で優れた舞台芸術の鑑賞や体験型事業を実施。また、県立青少年センターで演劇・ダンスの講習会・発表会、人形劇の発表会等を実施するとともに、文化芸術の持つマグネット力で街のにぎわいづくりに取り組む「マグカル事業」の一環として、青少年の文化芸術に関する発表や公演を応援する取り組み「マグカル劇場」を行っています。

キ 伝統芸能等普及振興事業（県民局）

貴重な伝統芸能・民俗芸能に対する理解を深めるため、歌舞伎、人形浄瑠璃文楽、地芝居（農村歌舞伎）等を紹介する公演や「能・狂言教室」の開催、県立学校における相模人形芝居学校交流ワークショップ、小中学生を対象とした日本舞踊のワークショップを実施しています。



ク 高校生ボランティアセンターの運営支援（教育局）

高校生の自主的なボランティア活動を支援するために設置した高校生ボランティアセンター「friends」の運営を支援しています。

神奈川県高校生ボランティアセンター

http://www.planet.pref.kanagawa.jp/k_vol/k_vol_top.htm



清掃活動



小学生との交流

ケ 青少年指導者養成推進事業（県民局）

青少年の多様な体験学習や主体的な参画を促進し、社会的自立を支援することができ、地域で中心的役割を担う青少年支援・指導者を育成するため、かながわ青少年支援・指導者育成指針を策定して、市町村・青少年関係団体と連携して取組みを進めています。

また市町村・青少年関係団体と協働し、地域のニーズに合わせた各種研修会等を実施するほか、その活動を支援しています。



アイスブレイキング体験



みなとみらいで
シーカヤック体験



身体表現による
コミュニケーション



ダッチオープン料理体験
「野菜のゴロゴログラタン」

コ 国際・英語教育活動（教育局）

英語による実践的なコミュニケーション能力の向上を図るため、県内公私立高校の生徒を対象にスピーチコンテストを実施しています。

サ 小学生等の放課後などにおける育ちの場の提供（県民局、教育局）

保護者が昼間家庭にいない小学校就学児童等に放課後の居場所を提供する放課後児童健全育成事業や、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、学習や体験活動等の機会を提供する放課後子ども教室推進事業を推進する市町村に対して補助を行っています。

シ 三県省道スポーツ交流事業（県民局、教育局）

青少年に国際交流の機会を提供し、相互理解を深めるとともに、国際性豊かな青少年の人材育成を図ることを目的に、友好関係にある3地域（本県、中国・遼寧省及び韓国・京畿道）の持ち回りで、青少年によるスポーツの親善試合や交流事業を開催しています。

平成25年度は、8月26日から30日まで韓国・京畿道で開催され、3地域合わせて105名の男子サッカー及び女子バスケットボールの選手、役員等が参加しました。



(3) 社会の変化に対応し健全に成長する力の育成

ア 青少年喫煙飲酒防止条例推進事業（県民局）

青少年がたばこ・酒類を容易に入手できない社会環境づくりを進めるため、「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」の適切な運用を図るとともに、関係業界と協働し、様々な啓発活動を行っています。

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p12516.html>



コラム

酒・たばこ購入時の年齢確認にご協力を！

未成年者が、酒、たばこを容易に手に入れない社会環境づくりのため、青少年喫煙飲酒防止条例では、酒・たばこ販売店に、証明書による年齢確認を義務付けています。（青少年課）



- イ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育推進事業（教育局）
 児童生徒の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、学校において、健康教育の一環として、家庭・地域等と連携を図りながら、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を一体的に推進しています。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3933/>



- ウ 薬物乱用防止対策の推進（保健福祉局）
 青少年の薬物乱用防止を図るため、薬物乱用対策推進本部の下に啓発・青少年対策部会を設置し、学校における薬物乱用防止教室への講師派遣や各種街頭キャンペーン等の開催などの啓発を行うとともに、ツイッターなどにより情報発信をしています。
 また、神奈川県青少年保護育成条例に基づき、薬物関係の図書を有害図書類等に指定しています。

ツイッターアカウント @Kana_yaku

薬物乱用防止について <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3520/>



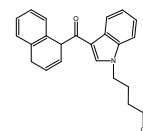
コラム

「脱法ハーブ」にダメされないで!



薬物乱用は、使用する個人の問題だけではありません。いわゆる「脱法ハーブ」による死亡事故や第三者を巻き込む交通事故が相次ぎ発生しており、大きな社会問題となっています。
 「脱法ハーブ」は、「合法ハーブ」や「お香」などと称して、「人体には摂取しないこと」などと注意書きをし、本来の使用方法を隠ぺいして、インターネットのサイトや繁華街の店舗で販売されていますが、一般的なハーブとは違い、乾燥させた植物片に危険な薬物が添加されたものです。
 ハーブ以外に液体状のもの粉状のものもあります。それらを違法ドラッグと呼びます。

脱法ハーブ = 植物片 + 薬物



「合法」や「脱法」というイメージから、「安全」であるという誤解を招きやすく、実際は覚醒剤や大麻と同様の健康被害のおそれがあることが理解されていません。

薬物乱用の魔の手は誰のところにも伸びてきます。薬物乱用の誘いにも「はっきりと断る勇気」、インターネットのサイトを見ても「やらない勇気」を持つことが大切です。危険な場所に近づかないこと、逃げることも「勇気」です。



青少年が一人で悩まないように匿名で相談できる窓口があります。

薬物相談窓口について

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f3520/p46537.html>

エ 携帯電話教室（教育局）

児童・生徒が携帯電話の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、いじめなどのトラブルに巻き込まれないようにするため、企業の社会貢献活動を活用した「携帯電話教室～正しい使い方といじめ予防～」を実施しています。



オ メディアリテラシー教育の推進（教育局）

児童・生徒が、情報社会における正しい判断や望ましい態度、危険回避の方法などを身に付けられるよう、新しい学習指導要領に示された情報モラルや情報活用能力育成の指導方法改善のための教員向けの研修を充実させています。

カ エイズ予防啓発事業[青少年エイズ性感染症予防講演会]（保健福祉局）

県域の中学校や高等学校等からの派遣依頼に基づき、保健福祉事務所の医師や保健師等を派遣し、エイズを含む性感染症の基礎知識や予防方法、HIV検査を受けることの大切さなどの普及啓発を図っています。

[エイズ・感染症予防事業](http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6943/p22641.html)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6943/p22641.html>

キ 学校における消費者教育の推進（県民局）

学校における消費者教育を推進するため、中学生向け、高校生向けの教育資料、教員用解説書及び各種啓発教材等の作成・配布や消費者教育教員研修を実施しています。

また、消費生活課ホームページに、主に小学生を対象としたキッズページ「学ぼう！知ろう！身近なキケン」及び中高生向けページ「こんなにある！身近な消費生活トラブル」を開設し、消費者被害の未然防止のための情報発信を実施しています。

[学ぼう！知ろう！身近なキケン](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/kids/)

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/kids/>

[中高生向けページ こんなにある！身近な消費生活トラブル](http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/soudanjirei/for_teenagers.html)

http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/0207/soudanjirei/for_teenagers.html

2 青少年の自立を支援する環境づくり

(1) 多様な機関の連携による総合的相談・支援体制の整備

ア 神奈川県子ども・若者支援連携会議の設置（県民局）

神奈川県では、さまざまな不安や悩みを抱える子ども・若者への相談支援を効果的かつ円滑に行うため、子ども若者育成支援推進法の基本理念に基き「神奈川県子ども・若者支援連携会議」を平成25年5月に設置し、国県市町村及び民間団体等の関係各課、各機関が連携して支援する体制を整えました。

[神奈川県子ども若者支援連携会議](http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f500257/)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f500257/>

イ かながわ子ども・若者総合相談センターの設置運営（県民局）

神奈川県立青少年センターでは「かながわ子ども・若者総合相談センター」として、子どもや若者が抱える様々な悩みについての一次相談窓口を開設し、電話や面接相談に対応しています。さらに、専門的な支援が必要な場合は、より適切な県の専門機関や市町村、民間団体などを紹介します。



青少年サポート課

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100332/>



コラム

かながわ子ども・若者総合相談センター

神奈川県では、平成24年4月から子ども・若者育成支援推進法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター」を青少年センターに開設しました。

子どもや若者（おおむね30代まで）が、抱える様々な悩みについての一次相談窓口です。助言や情報提供のほか専門的な支援が必要な場合は、より適切な県の専門機関や市町村、民間団体などを紹介します。

相談専用電話：045-242-8201

相談方法：電話相談と面接相談（相談は予約制です。）

受付日時：9時00分～12時00分、13時00分～16時00分
（月曜日と年末年始を除く。）

住所：横浜市西区紅葉ヶ丘9-1 県立青少年センター3階

対象者：ひきこもり、不登校、非行、こころ、教育、就職等の悩みを抱えた青少年及びその保護者等

（問い合わせ先 青少年センター青少年サポート課）

ウ 神奈川県西部地域若者サポートステーションの設置運営（県民局、産業労働局）

平成24年4月に神奈川県西部地域若者サポートステーションを小田原市内に設置しました。

キャリアカウンセラーや臨床心理士などを配置し、専門家の診断や助言をトータルに受けられる体制を備えた面接相談により、一人ひとりにあった就労や進学等に向けたプログラムを作成して、ニート等の若者の職業的自立を支援しています。

神奈川県西部地域若者サポートステーション

<http://kanagawa-nishi-supposta.com/>



コラム

神奈川県西部地域若者サポートステーション

「仕事が長続きしない」「自分に合った仕事があるかわからない」など、働くことにさまざまな悩みを抱える若者に対し、自立への後押しをします。

具体的には、経験豊富なキャリアカウンセラーや臨床心理士が、相談者とともに一人ひとりに合ったプログラムを作成し、就活・職業セミナーや農園作業体験などを通して自立に向けた力を付けていきます。

対 象：15歳～39歳の本人とその家族
料 金：無料
利用時間：午前10時～午後5時（日曜日・祝日、年末年始は休み）
電話番号：0465-32-4115
所 在 地：小田原市城山1-6-32 Sビル2階（JR・小田急「小田原駅」から徒歩約3分）
事 業 者：特定非営利活動法人子どもと生活文化協会〔厚生労働省認定、神奈川県委託〕

エ 少年相談活動（警察本部）

少年相談・保護センターは、県内8方面に事務所を置き、専門の少年相談員が、非行問題や犯罪・いじめ等の被害で困っている少年、保護者、学校関係者等からの相談を受けています。

また、被害少年サポーターや大学生少年サポーター等、少年警察ボランティアの協力を得ながら、非行や被害からの立ち直り支援活動も行っています。

電話による相談窓口として、「ユーステレホンコーナー」を開設しています。

TEL 0120-45-7867（フリーダイヤル）

TEL 045-641-0045

受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

「少年相談・保護センター」のご案内

<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd1004.htm>

オ 総合教育センター[教育相談センター]による相談事業（教育局）

県立総合教育センターにおいて、指導主事や多様な専門職（臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士、医師等）により、学校、家庭、発達に関する様々な相談、転編入学に関する相談に対応しています。また、「いじめ110番」を設置して24時間365日の相談に対応しています。

来所による相談 0466-81-8521（代表）

電話による相談

・総合教育相談 0466-81-0185

・発達教育相談 0466-84-2210

・不登校ほっとライン 0466-81-0185

・転編入学情報センター 045-210-8234～5

Eメールによる相談 <https://kjd.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/ssl/soudan/>

いじめ110番 0466-81-8111（24時間・365日対応）

教育相談センターのご案内

<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/Snavi/soudanSnavi/>

(2) ひきこもり等困難を抱える青少年の支援

ア ひきこもり地域支援センター（県民局）

県立青少年センターでは、「ひきこもり地域支援センター」（厚生労働省 ひきこもり対策推進事業）を、「かながわ子ども・若者総合相談センター」と一体として開設しています。「ひきこもり地域支援センター」では、ひきこもりの青少年や家族等からの相談に対してきめ細かく対応するとともに、各地域と連携し、青少年支援フォーラムや家族講座等の啓発活動を行っています。

また、県西部の相談の利便性を高めるとともに関係機関との連携推進を目的に、ひきこもり等青少年の支援経験の豊富なNPOと協働で設置している「県西部青少年サポート相談室」においても、青少年の多様な相談に対応しています。

ひきこもり地域支援センターの概要

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/hikikomori/index.html



コラム

映像制作をととした青少年育成支援事業

県立青少年センターとNPO法人湘南市民メディアネットワークは、かながわボランティア活動推進基金21を活用した協働事業『映像・メディアコンテンツ制作による青少年育成支援事業』に取り組んでいます。

この事業は、不登校・ひきこもり青少年の自己肯定感・自己表現力の向上、コミュニケーション力の向上、他者や社会とのつながりの気付きなどを目的として、県内の青少年支援団体と連携して、映像制作に取り組むものです。（青少年センター）

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5258/p27687.html>

イ ひきこもり等青少年自立支援事業（県民局）

ひきこもりの青少年をはじめとして、コミュニケーションや対人関係に悩みを持つ青少年を対象に、ひきこもり予防を含めた広い意味での自立支援を目的とした「コミュニケーション・人間関係講座」を、ひきこもり等青少年支援に取り組む民間支援団体と協働して実施しています。

ウ 障害者地域生活支援事業[県事業]の一部（保健福祉局）

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行うため、県立中井やまゆり園に「発達障害支援センターかながわA（エース）」を設置し、発達障害児者に対する相談支援、発達支援、就労支援のほか、研修事業、普及啓発等を実施しています。

エ フリースペース等事業費補助（県民局）

ひきこもり等の青少年が安心できる多様な居場所づくりを促進するために、フリースペース等を運営するNPO等が実施する相談事業を対象に助成しています。

オ ひきこもり支援サイト「ひきスタ」（県民局）

県では、ひきこもり若者支援サイトを開設運営し、ひきこもりの状態にあり社会と接する機会がない若者が、県やNPOが実施する相談事業や体験活動等の情報を入手し、社会に

関心を持つきっかけとなるような場を提供しています。

このサイトでは、ひきこもりの若者に身近な情報やひきこもり経験者からのメッセージを動画や記事で発信し、投稿コーナーなどにはひきこもりの若者自身が参加できます。

ひき スタ <http://hkst.gr.jp/>



コラム

ひきこもり支援サイト「ひき スタ」

このサイトでは、ひきこもりの若者に身近な情報を発信しています。（青少年課）

<こんなコーナーがあります>

- 撮ってみた。…インタビューなどの動画コーナー
- 言ってみた。…テーマ別投稿コーナー
- 訊いてみた。…チャット形式インタビュー記事
- 読んでみた。…ひきこもり関連書籍の紹介
- 描いてみた。…キャラクター漫画など
- ☞若者を支援する旬な情報 県や支援団体からの若者支援に関するお知らせ
支援団体によるイベント情報
ひきこもり関連リンク集
支援団体マップ

<Twitterキャラクター>

ひき スタのナビゲーター。

サイト内で、新着情報のお知らせなどのご案内をします。



姉 星すずはり



弟 星こゆるぎ

(3) 非行防止対策及び立ち直り支援活動の推進

ア 非行防止教室の開催（警察本部）

子どもたちの年齢や発達段階に応じ、社会のきまりやルールが学べる警察本部作製の非行防止用の啓発教材（非行防止用の紙芝居、クイズ、かるた等）を活用し、非行防止教室や遊び等を通じて、規範意識の醸成と定着を図っています。また、研修を受けた少年補導員やスクールサポーターを講師としたサイバー教室も行っています。



非行防止用クイズ（暴力編）

イ 高校生による非行防止教室の開催（教育局・警察本部）

警察本部作製の非行防止用の啓発教材を活用し、高校生が講師になり、幼児や小・中学生と一緒に社会のルールやきまりを学び、その大切さに気付かせていく取組みを推進しています。寸劇を交えたりクイズを取り入れるなど、参加型の教室を実施して、コミュニケーション能力の向上と、幼児や小・中学生、講師となる高校生の規範意識の向上を図ることを目的としています。



高校生による非行防止教室

ウ 少年の規範意識を醸成する活動（警察本部）

児童・生徒が自ら非行や被害防止について考え、問題解決に向けた討議や活動を行い、その成果を発表する「非行・被害防止サミット」や、少年が参加する街頭キャンペーン、環境美化活動などの社会参加活動を推進して、少年の規範意識の醸成と定着を図っています。

エ 非行防止教室等を通じたいのちの大切さを学ぶ教室の開催（警察本部）

非行防止教室等の中で、適時、いのちの大切さに触れた指導を行っています。警察職員として事件や事故を取り扱った経験等を交え、事件や事故で突然子どもを失った遺族の気持ちを伝えたり、遺族手記を読むなどして、生徒が、いのちの大切さについて改めて考えることで、「自分を大切に作る心」や「他人を思いやる気持ち」を醸成することを目的としています。

オ スクールサポーターによる活動（警察本部）

警察、学校及び地域の連絡調整を図り、児童等の安全確保に関する学校及び地域に対する支援、地域安全情報の収集及び提供、非行防止・犯罪被害防止などを実施することにより、少年の健全育成を図っています。



スクールサポーターによる
見守り活動

カ 少年補導活動等の充実による非行と犯罪被害の未然防止（警察本部）

警察と少年補導員等の少年警察ボランティア、学校関係者等が連携し、街頭補導活動や見守り活動を充実させ、非行や被害に至る前の段階で助言・指導することにより、非行と犯罪被害の未然防止を図っています。

「少年補導員の活動紹介」

<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd1b000.htm>

キ 少年サポートチーム活動の推進（警察本部）

学校、PTA、地域の大人やボランティア、教育委員会、児童相談所、少年警察ボランティア、警察などが力を合わせて、相談活動、補導活動、居場所づくりなどを推進し、非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている学校や個々の少年の立ち直りを支援しています。校門での朝のあいさつ活動や美化活動など様々な活動を通して、学校と地域がつながり、これまでに、いくつもの学校が明るく元気を取り戻しています。

ク 問題を抱える少年に対する継続補導の推進（警察本部）

専門の少年相談員が、非行や不良行為等の問題を抱えた少年に対し、継続的な指導や助言を行い、立ち直りと非行防止を図っています。



ケ 少年柔道・剣道の推進（警察本部）

小・中学生等を対象に、警察官等が柔道・剣道を指導して、連帯感やルールを学ばせるとともに、克己心や規範意識を醸成して、非行防止と健全育成を図っています。

(4) 不登校・いじめ・暴力行為など学校が抱える課題への対応の充実

ア 問題行動等未然防止推進事業（教育局）

児童・生徒の問題行動の未然防止や効果的な生徒指導のあり方などについて、県立高校を対象とした研究を実施し、その成果の普及を図っています。

イ かながわ子どもスマイルウェブ事業（教育局）

子どもたちのいじめや暴力行為などを未然に防ぎ、「かながわ教育ビジョン」が提唱する「心ふれあうしなやかな人づくり」を目指して、地域の大人たちが、子どもの“育ち”に積極的に関わりを深める「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェブ」を推進しています。

ウ スクールカウンセラー配置活用事業（教育局）

不登校等の未然防止や早期対応を図るため、心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等を「スクールカウンセラー」として政令市を除く全中学校、中等教育学校、県立高等学校拠点校56学校に配置するとともに、スクールカウンセラーへの助言・指導を行う「スーパーバイザー」を教育局に配置しています。

エ スクールソーシャルワーカー活用事業・巡回相談等強化事業（教育局）

社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童・生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを全教育事務所に配置しています。また、スーパーバイザーを教育局に配置し、スクールソーシャルワーカーへの助言・指導を行うほか、県立学校からの相談に応じています。



子どもたちのいじめや暴力行為などを未然に防ぎ、「かながわ教育ビジョン」が提唱する「心ふれあう しなやかな 人づくり」を目指して、地域の大人たちが、子どもの“育ち”に積極的に関わりを深める「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェブ」を推進しています。

SMILEには、“笑顔”とともにSupport（子どもの育ちを支援）、Magnet（地域や人のつながり）、Interest（子どもの育ちへの関心）、Life（いのちを守り、育む）、Enjoy（楽しんで取り組む）の意味を込めています。（学校支援課）

(5) 社会的・経済的な自立の促進

ア 若年者就業支援事業（産業労働局）

「かながわ若者就職支援センター」を中心にキャリアカウンセリングをはじめ、就職活動支援セミナーや就職情報・職業訓練情報の提供などを行い、若者の就職を促進しています。

「かながわ若者就職支援センター」ホームページ

<http://www.kanagawa-wakamono.jp/>

イ キャリア教育推進事業（教育局）

児童・生徒一人ひとりが、自らの生き方を主体的に考え、生きる力を身に付け将来の夢や希望を持てるよう、発達の段階に応じた勤労観、職業観を育てます。また、そのための教員対象の研修を実施しています。



ウ 生活保護受給世帯の子どもと親の支援（保健福祉局）

ケースワーカーの家庭訪問等による日常生活支援や養育支援等を強化するため、生活保護を所管する全ての保健福祉事務所に生活保護・子ども支援員を配置し、子どもや親に直接的・継続的に関わるとともに、生活保護受給世帯の子どもの家庭学習をサポートするための学習支援等を行っています。また、組織的に支援が行えるよう支援プログラムの策定を行っています。

3 青少年の健やかな成長を支える地域社会づくり

(1) 社会環境の健全化へ向けた取組みの一層の推進

ア 青少年保護育成条例推進事業（県民局）

青少年を取り巻く有害な社会環境の健全化を促進するため、「神奈川県青少年保護育成条例」の適切な運用を図るとともに、関係業界を含めた各種団体等の協力体制のもと、様々な啓発活動を行っています。

神奈川県青少年保護育成条例について

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p26719.html>



コラム

深夜外出は保護者同伴でも原則禁止です！

深夜（夜11時～朝4時）の外出は、青少年の生活習慣の乱れや健康への影響が心配されます。青少年だけで外出させないことはもちろん、保護者同伴でも外出しないようにしてください。（青少年課）

イ 青少年喫煙飲酒防止条例推進事業（県民局）

青少年がたばこや酒類を容易に入手できない社会環境の整備を促進するため、「神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例」の適切な運用を図るとともに、関係業界と協働し、様々な啓発活動を行っています。

神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4151/p12516.html>

ウ 風俗営業店等に対する立ち入り・協力要請の実施（警察本部）

パチンコ店やゲームセンター等に、警察官や少年指導委員が立入調査を実施して、風俗営業若しくは性風俗関連特殊営業等を営む者、その他関係者に対し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な助言や協力要請を行っています。



少年指導委員による立ち入り

(2) 急激に進展する情報化社会への対応

ア 青少年保護育成条例推進事業（県民局）

「神奈川県青少年保護育成条例」に基づき、青少年が利用する携帯電話へのフィルタリング設定の徹底、インターネット接続制限・監督機能の活用促進、適正利用の普及啓発等を行っています。



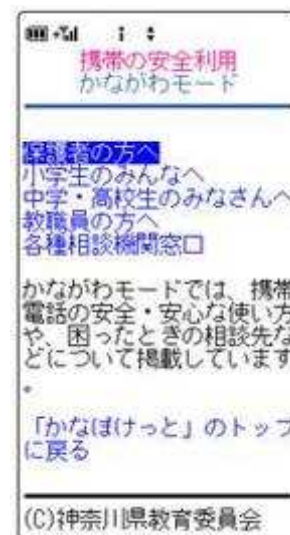
イ 携帯電話サイト「かながわモード」の運営（教育局）

携帯電話の安全・安心な使用のために、携帯電話の危険性を認識するページや代表的なトラブルへの対処法を案内するページなどから構成する携帯電話サイトを運営しています。

かながわモード(携帯電話から閲覧できる情報)

<http://www.pref.kanagawa.jp/mb1/f100021/>

QRコード



(3) 被害防止・保護活動の推進

ア 児童虐待防止対策緊急強化事業（県民局）

児童虐待防止対策の緊急的な強化を図るため、児童相談所等における児童の安全確認のための体制強化、児童虐待防止対策強化のための広報啓発や人材養成、児童相談所・市町村の体制強化のための環境改善などの取組みを実施しています。





コラム

児童虐待防止の様々な取組み

【要保護児童対策地域協議会】

児童福祉法に基づき、県内の全市町村に設置され、関係機関が連携して児童虐待等への対応を行っています。

関係機関は、児童福祉関係、保健医療関係、教育機関、警察・司法関係、人権擁護関係、NPO・ボランティア等です。（子ども家庭課）

【児童虐待早期発見に関するチェックリスト】

子ども、親、家庭の様子について、それぞれ「緊急的な支援を要するもの」、「虐待を疑わせるもの」、「虐待の視点を持つ必要があるもの」とし、チェック項目を示しています。「緊急な支援を要するもの」については、児童相談所へ通告してください。（子ども家庭課）

児童虐待早期発見に関するチェックリストの紹介

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f70170/p82585.html>



【乳幼児揺さぶられ症候群予防リーフレット】

乳幼児を持つ保護者への、乳幼児揺さぶられ症候群の予防教育に活用できるミニリーフレット「赤ちゃんが泣いて困ったら・・・～乳幼児揺さぶられ症候群を起こさないために～」を作成し、医療機関や行政機関等に配布しました。

「赤ちゃんが泣いて困ったら・・・～乳幼児揺さぶられ症候群を起こさないために～」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480209/>



イ 児童ポルノ排除に向けた社会気運の醸成（警察本部）

「児童ポルノ排除総合対策」に基づき、児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護等、児童ポルノ排除のための対策や広報啓発活動を推進しています。

ウ 青少年の福祉を害する犯罪対策の推進（警察本部）

児童買春など、青少年の心身に有害な影響を与え、青少年の福祉を害する犯罪の取締りと被害少年の発見・保護を推進しています。



エ 犯罪被害者等への支援（安全防災局）

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」における法律相談やカウンセリングなど犯罪被害者等の立場に立った支援の充実を図るとともに、犯罪被害者等を支える人材の確保・育成及び県民や事業者の理解促進を図るための取組みを推進しています。

[かながわ犯罪被害者サポートステーションについて](#)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4181/p12669.html>

(4) 青少年の成長を支える豊かなコミュニティづくり

ア 青少年関係団体育成事業（県民局）

青少年団体に対して補助金を交付し、活動の振興と団体の育成を図るとともに青少年活動の活性化を図っています。

[少年団体一覧](#)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f211/p34095.html>

[青年団体一覧](#)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f211/p34094.html>

イ 家庭教育力充実事業（教育局）

新中学1年生の保護者等に対し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスする冊子「家庭教育ハンドブック・すこやか」を作成・配布しています。

[学習資料\(家庭教育ハンドブック・すこやか\)](#)

<http://www.planet.pref.kanagawa.jp/kosodate/gakusyu-katsudou.html>



ウ 安全・安心まちづくり活性化事業（安全防災局）

子どもを対象とした防犯教室や、県民総ぐるみの取組みに向けた気運を醸成するための各種イベント等の開催、安全・安心まちづくりに関する情報発信のほか、自主防犯活動への支援などを行っています。



エ 大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア活動への参加促進（警察本部）

県警察では、ボランティア活動に興味のある学生等に対して、防犯活動の紹介や活動の場を提供するなど、防犯ボランティア活動を始めるきっかけ作りに取り組んでいます。

現在、多くの方々が防犯ボランティアとして活躍していますが、中でも、県内の大学生が中心となって構成された防犯ボランティア団体「神奈川防犯シーガル隊」では、県警察と合同防犯キャンペーンを行うなど、学校・地域の枠組みを超えた積極的な活動を展開しています。



オ 児童・生徒等の安全確保と犯罪の被害に遭いにくいまちづくりの推進（警察本部）

県警察では、青少年が犯罪の被害に遭わないために防犯ボランティア団体、地域住民、事業者等と連携したパトロール活動や子どもの見守り活動を推進しています。

また、子どもの緊急避難場所として「子ども110番の家」の活動に対する支援やピーガルくん子ども安全メール等を活用した情報発信を推進しています。



ピーガルくん子ども安全メール

<http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd5010.htm>

ピーガルくん子ども安全メールQRコード



カ NPO等との連携による不登校児童・生徒支援事業（教育局）

不登校児童・生徒のために居場所づくりを進めるフリースクールやフリースペース等と学校関係者による連携協議会を設置し、連携協力して不登校相談会、進路情報説明会を行い、一人ひとりの自立や学校生活の再開に向けて支援を行います。



キ 青少年育成地域活動推進事業（県民局）

青少年育成に係る地域活動を推進するため、青少年指導員や子ども会の活動への支援を行っています。





お知らせ

インターネット上の有害情報の氾濫について

～携帯電話へのフィルタリング設定の必要性～

現在、多くの青少年が携帯電話・PHS端末を所持しており、携帯電話等により、インターネットを利用することは当たり前の世の中になっていますが、インターネットは便利な反面、青少年の有害な情報へのアクセス、有害な情報を介した犯罪被害の発生等の弊害も生じています。

青少年の携帯電話にフィルタリングを義務化



こうした状況の下、青少年有害情報を遮断するフィルタリングの利用を徹底するため、青少年保護育成条例では、携帯電話事業者にはフィルタリングの必要性やインターネット利用の制限・監督機能について書面により説明すること等を、保護者にはフィルタリングを利用しない場合には、その理由等を書面で事業者に提出すること等を義務付けています。

青少年向け携帯電話等推奨制度について

さらに、平成23年11月から、首都圏の9つの都・県・市が連携して「青少年の健全な育成に配慮した携帯電話端末等」を推奨する制度を実施しています。この制度は青少年が携帯電話を持つことを勧めるものではありませんが、持たせる必要がある場合の目安・参考としていただくために設けたもので、「おおむね小学生程度」には、インターネット接続ができないもの、「おおむね中学生以上」には、携帯電話事業者や保護者が安全と認めたサイトのみ接続できるもの等の基準を定めています。また、本推奨制度を周知するため、マークを作成しています。



スマートフォン、ゲーム機にもフィルタリングの設定を



最近、スマートフォンの普及が急速に進んでおり、また、携帯型ゲーム機によるインターネット接続もできるようになっています。スマートフォンは携帯電話回線の他に無線LAN回線によりインターネット接続ができ、携帯型ゲーム機もその多くは無線LAN回線によりインターネットに接続できる状況にあります。これらの機器についても、青少年を有害情報から守るためには、フィルタリングの設定が必要です。

(注) フィルタリングが設定できない機種や、フィルタリングが有料の場合があります。

携帯電話やインターネットのルールなどについて家庭で話し合いましょう

有害情報に接しないようにするとともに、青少年自身にインターネットを適切に活用する能力を身に付けさせることが大切です。保護者の皆さんもインターネットに関する理解を深め、日頃から家庭でインターネットのルールや青少年のネットトラブルの防止について、家族で話し合う機会を設けましよう。

(問い合わせ先 青少年課)

問い合わせ先

青少年総合対策本部事務局

神奈川県県民局次世代育成部青少年課企画グループ (電話 045-210-3840 直通)

手紙で 〒231-8588 神奈川県県民局次世代育成部青少年課 (所在地は省略できます。)

県の施設、市町村の窓口などにある「わたしの提案(神奈川県への提言)」の専用封筒もご利用いただけます。

この封筒をご利用の際には、封筒のあて先欄に「県民局次世代育成部青少年課」と明記してください。

ファクシミリで 045-210-8841

インターネットで 青少年課のホームページのお問い合わせフォームをご利用いただけます。